

議 会 定 例 会 会 議 錄

令 和 7 年 9 月 3 日

岩出市議会

議事日程（第1号）

令和7年9月3日

開 会	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5	市長の行政報告
日程第6	議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第12	議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第13	議案第54号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号)
日程第14	議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第19 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第23 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 質問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 質問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 質問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和7年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第47号から議案第63号までの議案17件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第47号から議案第53号までの決算議案7件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、杉本直哉議員及び9番、大上正春議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 会期の決定

○玉田議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間とすることにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職氏名及び本日の会議に説明員として追加の出席者の職氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案17件、質問4件と報告1件であります。

次に、令和7年第2回定例会から令和7年第3回定例会までの会務概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和7年度市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和7年7月8日火曜日、京都市のホテルオークラ京都にて、近畿市議会議長会第1回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶、各役員及び事務局長の紹介に引き続き、令和7年4月17日から令和7年7月7日までの会務報告、令和6年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算の審議を行いました。その後、協議事項では、令和7年度近畿市議会議長会の運営として、令和7年度行事予定、理事会の運営、各種会議運営等及び第23回全国市議会議長会研究フォーラムについて協議を行い、その他として、会長事務引継ぎ及び議長研修会について協議し、近畿市議会議長会第1回理事会が閉会されました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～

日程第5 市長の行政報告

○玉田議長 日程第5 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましても、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を

賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は皆様にご出席をいただき、令和7年第3回岩出市議会定例会を開会できること、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

まず初めに、令和6年度一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入では、根幹をなす市税が定額減税により減少したものの、地方特例交付金や地方交付税などが増加したことにより、全体では増加しております。

歳出では、社会保障関係費の増加や、物価高騰等に対する支援や対策などに経費を要する状況が続いております。このような厳しい状況下においても、市民サービスの低下や将来の財政負担を招くことがないよう行財政運営に取り組んだ結果、令和6年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は5億439万2,138円の黒字決算となりました。

次に、国勢調査についてでありますが、本年10月1日が基準日となる日本に住んでいる全ての人を対象に行われる最も重要な統計調査で、現在、円滑な実施に向け準備を進めています。今後は、市民皆さんへの一層の啓発などに取り組んでまいります。

次に、職員採用試験についてでありますが、社会人や大学卒業者等を対象として、4月、5月に採用試験を実施しました結果、合計13名を採用することとなりました。また、本年10月1日付で採用予定の業務員と来年4月採用予定の一般事務職、技師、保健師、保育士、社会福祉士、助産師については、7月13日に一次試験、8月17日に二次試験を実施しました。今後、高校卒の一般事務職のほか、技師、技能労務職、福祉職に係る一次試験を9月21日に実施する予定であります。それぞれ最終の合格内定者数につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、10月26日日曜日、市内6小学校と船山地区公民館において実施いたします地域防災訓練についてでありますが、南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定をし、逃げ遅れる人を出さないための初動体制の確立を目的に、地域防災訓練を開催いたします。議員の皆様におかれましても、地域での参加にご協力をお願いいたします。

次に、令和7年度敬老会についてでありますが、高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月15日、敬老の日の午前9時30分から市民総合体育館において開催をいたします。今年度は、昭和26年12月31日以前に生まれた

方8,318名をご招待いたします。当日は、議員各位のご臨席を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

次に、いわで夏まつりについてであります、夏まつり実行委員会、関係業界団体、市職員が一体となり、市民がつくる市民の祭りとして、8月最後の花火大会を開催することができました。今後も市民の皆さんのが喜んでいただける、夏を締めくくるイベントとして、継続していただきたいと思います。

次に、秋の主なイベントについてであります、市民運動会については10月12日、文化祭については11月1日、2日の両2日間でそれぞれ開催する方針で準備を進めています。また、文化祭開式においては、令和7年度岩出市民表彰式を市民総合体育館小ホールにおいて挙行し、長年にわたり市政の発展にご貢献いただいた方々を表彰いたします。議員各位におかれましては、ご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3月議会でご承認いただきました大宮緑地総合運動公園多目的競技場の人工芝張り替え工事についてであります、市民運動会終了後から12月末までに施行をいたします。昨年オープンいたしましたいきいき広場と併せて、市民の生涯スポーツの振興を図ってまいります。

本日、ご説明を申し上げましたこれらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○玉田議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

日程第22 議案第63号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第6 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第22 議案第63号 市道路線の認定の件までの議案17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案についてご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、令和6年度決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が4件、令和7年度の補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件の17件であります。

初めに、令和6年度決算認定の案件についてご説明いたします。

議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が214億7,854万2,359円、歳出総額が206億9,992万6,221円で、歳入歳出差引額は7億7,861万6,138円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5億439万2,138円となります。

次に、議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が56億2,006万59円、歳出総額が55億1,959万3,236円で、歳入歳出差引額は1億46万6,823円となりました。

次に、議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が37億5,159万2,846円、歳出総額が37億3,311万964円で、歳入歳出差引額は1,848万1,882円となりました。

次に、議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が12億6,845万9,853円、歳出総額が12億4,403万9,253円で、歳出差引額は2,442万600円となりました。

次に、議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額、歳出総額ともに2,463万9,055円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります、まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が2億2,699万9,691円で、減債積立金に1,388万1,441円を、建設改良積立金に7,751万2,771円を積み立てるほか、資本金に減債積立金取崩分として2,516万5,339円、建設改良積立金取崩分として1億1,044万141円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額は11億9,187万803円、収益的支出額は10億5,368万2,273円で、収入支出差引額は1億3,818万8,530円となりました。一方、資本的収入額は2億4,700万2,000円、資本的支出額は7億592万7,609円で、収入支出差引額は4億5,892万5,609円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

次に、議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定についてであります、決算額につきましては、収益的収入額が11億8,819万8,240円、収益

的支出額は10億6,419万3,883円で、収入支出差引額は1億2,400万4,357円となりました。一方、資本的収入額は22億2,907万9,030円、資本的支出額は27億1,355万9,235円で、収入支出差引額は4億8,448万205円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

以上が、令和6年度決算認定の案件であります。

続いて、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第54号 令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号についてであります。既決の予算の総額に2億1,593万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に係る事業財源について、歳出では、定額減税補足給付金給付事業費について補正を行うものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでありますが、地方公共団体情報システムの標準化に対応するため、住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務に追加するほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでありますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでありますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証及び組合員証等の完全廃止に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和7年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決予算の総額に1,470万4,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、前年度精算による一部事務組合返還金について、歳出で

は、介護保険特別会計繰出金のほか、児童福祉施設費における工事請負費、児童福祉施設分担金、那賀消防組合負担金などについて補正を行うものであります。

次に、議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に3,215万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、令和6年度保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金の財源として、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等前年度精算金のほか、子ども・子育て支援事業費国庫補助金について、歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う国民健康保険システム改修委託料のほか、過年度交付金の精算に伴う返還について補正を行うものであります。

次に、議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に1,011万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費にかかる国庫支出金のほか、地域支援事業費にかかる支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、地域リハビリテーション活動支援事業費にかかる委託料及び備品購入費のほか、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正を行うものであります。

次に、議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に305万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、子ども・子育て支援事業費国庫補助金について、歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者医療システムの改修委託料について補正を行うものであります。

次に、議案第63号 市道路線の認定についてであります。開発行為により帰属道路1路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 令和6年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの係数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、令和6年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査について報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法、錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

なお、審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。主な内容といたしましては、1点目、収入未済額等について、前年度と比較して、収入未済額は減少しております、不納欠損額は増加となっています。収入未済額の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政に対する信頼性の確保からも重要な課題であります。今後とも、滞納者の実態把握と分析を迅速に行い、法的措置をはじめ、適正な滞納対策を講じるとともに、不納欠損処分に当たっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な時効による不納欠損処分とならないよう、日常の債権管理を適正に行うとともに、様々な方法を尽くした上で、より一層、公正かつ厳正に取り扱わみたい。また、水道料金や下水道使用料の収納対策についても、使用者の公平負担の面からも引き続き未収金解消に向け、適正な収納対策を進められたい。

2点目、財産管理については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等十分精査した上で、交付決定をされるように努められたい。

4点目、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目、令和6年度について、国の経済については、コロナ禍の影響から脱し、企業収益が過去最高を更新するなど、穏やかな回復が続いているとされていますが、市民生活においては、賃金等の伸びが物価上昇に追いついているとは思えず、経済

状況はまだまだ不安定で、社会情勢を取り巻く環境も予断を許さないものであります。よって、市の財政の根幹である市税や地方交付税における財源確保については、依然として厳しい状況が見込まれております。持続可能な行政運営のために、国・県の補助制度を十分活用した歳入の確保に努めるなど、自主財源の堅持を図るとともに、職員一人一人のコスト意識の向上と、事務事業の創意工夫により、一層の効率的・効果的な取組を進められたいとしてございます。

なお、令和6年度決算審査で指摘事項は特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます

○玉田議長 以上で、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第23 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第26 諒問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○玉田議長 日程第23 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件から日程第26 諒問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件までの諒問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 提出いたしました人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、任期は3年と定められております。その使命は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることとされております。

本市では、現在8名の人権擁護委員が活動されております。今回お諮りいたしますのは、令和7年12月31日付をもって3名の委員が退任、1名の委員が任期満了となることに伴う計4名の人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見をいただくものでございます。

まず、諒問第1号は、三木周子氏の推薦についてであります。同氏は添付しております経歴書にありますように、長年、教員として勤務され、退職後は岩出市家庭相談員として従事され、現在は保護司として活躍しております。

続きまして、諒問第2号は、藤井孝宣氏の推薦についてであります。同氏も添付の経歴書にありますように、長年、教員として勤務され、令和2年3月に根来小学

校校長をもって退職され、現在は保護司として活躍されております。

続きまして、諮問第3号は、竹下佐栄氏の推薦についてであります。同氏は障害者福祉に关心を持ち、添付の経歴書にありますように、現在も障害者の介護ヘルパーとして従事されながら、ボランティア活動にも熱心に取り組まれております。

最後に、諮問第4号は、現委員の橋本眞由美氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会のご意見を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○玉田議長 これより質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑の通告はありません。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月9日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月9日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時05分)

# 議 会 定 例 会 会 議 錄

令 和 7 年 9 月 9 日

岩出市議会

## 議事日程（第2号）

令和7年9月9日

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                                                          |
| 日程第1  | 議席の指定                                                                            |
| 日程第2  | 諸般の報告                                                                            |
| 日程第3  | 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について                                                  |
| 日程第4  | 議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                                            |
| 日程第5  | 議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                                              |
| 日程第6  | 議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                                           |
| 日程第7  | 議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について                                              |
| 日程第8  | 議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について                                        |
| 日程第9  | 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について                                               |
| 日程第10 | 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号)                                |
| 日程第11 | 議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第13 | 議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第14 | 議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について                                                |
| 日程第15 | 議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）                                                     |
| 日程第16 | 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                               |
| 日程第17 | 議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                                 |
| 日程第18 | 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                              |

号)

日程第19 議案第63号 市道路線の認定について

日程第20 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出  
について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第47号から議案第53号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第54号から議案第63号までの議案10件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第1号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 諸般の報告

○玉田議長 日程第2 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

~

日程第9 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定認定について

○玉田議長 日程第3 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第9 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願ひいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願ひいたします。

1番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願ひいたします。

大上正春議員、議案第47号の質疑をお願いします。

○大上議員 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、通告どおり、5点について質問をさせていただきたいと思います。全て主要施策の成果説明書からの質問となります。

1点目に、16ページの岩出市の巡回バス運行補助事業について、あいあいカードの発行件数についてお聞かせください。2点目に、利用者目標数を3万4,280人と定めた根拠についてお聞きしたいと思います。

2点目に、20ページ、自治会振興助成事業についてですが、申請率が83.84%となっているのですが、未申請の団体に対して再度案内はしているのでしょうか。

3点目として、25ページのメール配信サービス事業についてですが、LINE友達数が急激に増加していますが、この要因としてはどのようなものがあったのか。

また、LINE友達数の当該年度の目標数について、お聞かせ願いたいと思います。

4点目に、76ページの家庭児童等相談事業について、子ども家庭支援ネットワーク会議の人員数と選任方法、また年1回の開催とあるのですが、いつ頃行うのか、また会議の内容についてお聞かせください。同じく、実務者会議の人員数と選任方法について、また年18回の開催とあるのですが、会議内容についてお聞かせください。そして、現在も継続的に注視している児童の人数について、どれぐらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

5点目に、144ページの図書館運営事業についてですが、入館者数と貸出し人数が増えているのですが、貸出し点数の減はどう考えているのか。また、自習席の利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 おはようございます。

大上議員ご質疑の令和6年度一般会計歳入歳出決算認定についての1点目と2点

目についてお答えいたします。

まず1点目の岩出市巡回バス運行補助事業につきましては、あいあいカードにつきましては、社会福祉課及び保険介護課にて発行しており、その発行件数は、令和6年度末時点2,870件となっております。

次に、岩出市巡回バスの利用者目標数につきましては、第3次岩出市長期総合計画において、最終目標を令和12年度に4万2,000人と設定しており、その目標に向けて段階的に引き上げている途中の数値であります。なお、4万2,000人という最終目標については、過去最高の利用者数を記録した平成26年度の数値を参考に、コロナ禍による利用者減少を考慮して設定したものですが、回復が遅れている現状でございます。

次に、2点目の自治会等振興助成事業についてお答えいたします。岩出市自治会等振興助成金の要綱において、提出期限を5月31日と定めており、提出期限を過ぎた未申請の団体に対しては、再度の案内は行っておりません。

以上です。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 大上議員のご質疑3点目、メール配信事業についてお答えします。

岩出市LINE公式アカウントは、令和5年2月から運用を開始しており、令和5年度末時点の友達数は1,083件でした。LINEは、SNSの中でも全年代の利用率が高く、情報発信手段として迅速性もあることから、多くの方に活用していただきたいと考え、令和6年度の友達数の目標は、おおむね2倍の2,000件としておりました。

その目標を達成するため、令和6年度に利用者の方が必要な情報を受け取りやすくできるように、リッチメニューや配信カテゴリーについての見直しを行いました。友達数の増加の主な要因は、この見直しについて、特集記事を広報7月号に掲載したことによるものと推察しております。この広報紙が配布された6月下旬頃から7月末の間で、友達数が858件増加しており、顕著な成果が出ていると考えられます。

なお、令和6年度末の友達数は2,480件ですので、目標達成率は124%となっており、今後も岩出市LINE公式アカウントの利用者増加に努めてまいります。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員のご質疑の4点目、家庭児童等相談事業についてお答えいたします。

こども家庭支援ネットワーク会議の人員数は、令和7年8月末現在で17名です。選任方法は、各関係機関の職員等の中から推薦いただき、市長が委嘱しています。会議については毎年2月に開催しており、年間の要保護、要支援相談対応についての報告や研修等を実施しています。実務者会議の人員数は、令和7年8月末現在で32名です。選任方法については、特に市からの委嘱はしておらず、日頃から連携いただいている関係機関から担当職員に参加していただいている。会議内容については、新規の虐待等のケース内容の報告、重症度及び援助方針の決定、継続ケースの経過報告、重症度及び援助方針の見直し等を行っています。

現在も継続的に注視している児童の人数についてですが、現在関わっているケースの人数は、令和7年8月末現在で363名です。特に注視している要保護児童は194名です。

○玉田議長 岩出図書館次長。

○佐野岩出図書館次長 5点目のご質問の貸出し点数の減少についてですが、入館者数や貸出し人数が増加している一方で、貸出し点数が減少している背景には、図書館の利用目的の多様化があると考えております。自習席の利用、企画展示やワークショップの参加型イベントの開催など、図書館が提供するサービスが広がっております。これにより、図書館は本を借りる場所から、市民の学びや交流の場としての役割へと広がりを見せており、利用者の目的も借りるから滞在して活用するへと変化しているのではないかと考えております。

コロナ禍以降の行動変容もあり、単年度で分析し切れるものではありませんが、このような変化は、図書館が地域社会において、より多様な価値を提供しており、利用の質の変化であると捉えております。

続いて、自習席の利用状況ですが、令和5年9月30日から自習席を12席設置したところ、令和5年度の利用者は累計587人、令和6年度は累計2,450人となり、月平均で前年度の約2倍の利用がありました。利用者層は幅広く、テスト期間中の学生をはじめ、資格試験に向けた学習者や、お孫さんとともに利用される高齢の方など、様々な目的で利用されています。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 3点、質問したいと思います。

自治会の振興助成事業についてですけども、再度申請をしてくださいという案内をしていないということでしたけども、5年度、また4年度も、ほぼほぼ80%ぐら

いの申請率ということで載ってたように思います。特定した団体が申請できていないのか、またその団体数はどれぐらいの人数なのかということをお伺いしたいと思います。

非常にその自治会にとったら資源の一番の大きな資源になるかというふうに思いますので、その点、お伺いしたいと思います。

あと、3点目のメール配信サービス事業のLINE友達数の当該年度の目標数について、ちょっとお伺いできてなかったんで、その人数、LINE友達数の目標数、今年度の目標数をお聞かせ願いたいと思います。そしてまた、取組、昨年度はそういった内容で、広報、市に載せていうことで、急激に上がったという要因があったと思うんですけども、今年度のその目標数と取組をどうしていくかというのをお伺いしたいと思います。

そして、4点目の家庭児童等相談事業の中の注視している児童の人数、特に注視している要保護児童の194名について、主な問題の点についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

まず、自治会等の振興助成金の申請数におきまして、6年度実績ですが、自治会の総数が396団体ございます。振興助成金を交付した団体数が332団体、未申請が64団体となっております。

当初、自治会長に個別で案内のほうを送付しております、宛所に尋ね当たらぬというようなものが来た場合には調査を行っておりますが、再度なぜ申請しないかの突っ込んだ問合せ等はしておらない状況でございます。

それから、なお自治会等の活動におきましては、防犯や災害対策、まちの美化活動など、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、自治会活動は欠かせない重要なものと認識しております、要綱において、原則は受理しないものと定めておりますが、やむを得ないと認める場合には、期限後であっても受理し、交付しておる状況でございます。

以上です。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 大上議員の再質疑のメール配信サービス事業についてお答えします。

LINEの友達数の目標ですが、令和6年度2,000件、令和7年度は3,000件を目標としてございます。令和7年度は、小中学生の保護者の方にチラシを配布し、子育て世帯の登録者数の増加を図りました。また、少しでも多くの住民の方の目に触れるよう、毎月、広報紙に二次元コードを掲載するようにしております。今後も友達登録していただいている利用者の方が使いやすくなるように検討してまいります。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員の再質疑についてお答えいたします。

注視している要保護児童の主な問題は、ということですが、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト等の虐待ケースが主になっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第47号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行いたいと思います。

まず1つは、岩出市的一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見書、ページ数が3ページ、不用額についてです。7億252万779円について、分析と見解についてお答えをお願いします。

ページ数が4ページ、財政調整基金について、財政調整基金比率は、また推移について、過去5年間でお答えください。

ページ数は6ページ、収入未済額の被措置者及び扶養義務者徴収費、生活保護費返還金について、これについての要因についてお答えください。

主要施策の成果説明書からページ数、22ページ、2款1項1目物価高騰対策水道基本料金免除水道事業会計繰出金、これ、物価高騰対策として水道の免除をしているんですが、市民からの評価はどうかという点をお聞きしたいと思います。

ページ数、28ページ、8款1項1目岩出市地域防災訓練について、参加者増に向け、次年度の訓練方法等について検討とありますが、10月26日にも今年度の防災訓練が行われます。その中で検討した内容等々についてお答えください。

ページ数が34ページの2款1項8目の消費生活センター運営事業です。相談で多い内容はどのようなものか。また、相談体制の充実を図るとしているが、その内容

についてお答えください。

次、60ページです。4款1項2目アピアランスケア支援事業について、申請者全ての方に助成することができたのか。あとは、助成額に対する市民の反応や制度の評価についてはどうかということをお聞きします。

最後に、101ページの7款4項1目空き家等対策事業で、事業への評価はどうか、また課題は何かということをお答えをお願いします。

○玉田議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 市來議員のご質疑、1点目、2点目についてお答えいたします。

不用額7億252万779円につきましては、健全財政の堅持を市の財政運営の軸として、これまで行財政運営を取り組んできており、全局的にコスト意識を持ち、それぞれの所管における事務事業を執行したことによるものであると考えております。

次に、財政調整基金比率と推移についてお答えします。

令和6年度決算における財政調整基金比率は20.4%となっております。5年間の推移では、令和2年度15.7%、令和3年度18.8%、令和4年度19.8%、令和5年度21.0%となります。

○玉田議長 保険介護課長。

○中井保険介護課長 市來議員ご質疑の被措置者及び扶養義務者徴収費の収入未済の要因についてお答えいたします。

非措置者及び扶養義務者徴収費とは、養護老人ホームに措置入所した場合、本人及びその出身世帯の扶養義務者の収入等に応じ、負担金を徴収するものです。令和6年度の収入未済は、被措置者分と扶養義務者分の計2件分で、要因は、非措置者分については、認知症で金銭管理が困難な方であり、成年後見人が決定するまでの間、納付することができず、収入未済となったものです。

また、扶養義務者分については、税法上の控除の申告がなされておらず、徴収額が例年より高く出たため、収入未済となったものですが、現在は控除の申告により徴収額が減額しており、いずれのケースも令和7年度中に完納見込みとなっております。

○玉田議長 社会福祉課長。

○福田社会福祉課長 市來議員ご質疑の収入未済額のうち生活保護費返還金に関する要因についてお答えいたします。

生活保護費の返還金が発生する主な要因といたしましては、遡っての年金の受給、

または交通事故等に伴う賠償金の受領により、生活保護法第63条に基づく返還義務が生じる場合のほか、虚偽または不実の申告、その他不正な手段により生活保護を受給していた場合における同法第78条に基づく返還金がございます。

また、これらの返還金が収入未済となる主な理由といたしましては、滞納者の経済的困窮により一括での納付が困難な場合や、滞納者の死亡により相続人に返還義務が生じたものの対応が困難な場合などが上げられます。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 市來議員ご質疑の物価高騰対策水道基本料金免除についてお答えいたします。

水道基本料金の免除については、令和6年8月から11月までの4か月分の水道料金のうち、基本料金の免除等に要する費用を水道事業会計に繰り出したものです。

市民からの評価については、アンケート等は実施しておりませんが、現在も物価が高騰し続ける中、基本料金の免除をすることで、一部の市民からは金銭的支出が少しでも抑えられ助かったなどの声があったと聞いており、好評であったと考えております。

以上です。

○玉田議長 危機管理監。

○永長危機管理監 次に、地域防災訓練についてお答えいたします。

参加者増に向けての検討内容としまして、昨年度好評であったスタンプラリー形式を継承し、若年層に対して訓練参加への敷居を下げるとともに、新たな訓練として、避難所体験として、段ボールベッド、段ボールパーティション設置訓練、また感震キーボックス、防災備蓄倉庫の紹介などを実施予定としております。訓練を通じて避難所を知ってもらうことで、防災意識の向上に努めます。

また、全戸配布に加え、保育所、小学校に対するチラシや市ウェブサイトにより広報を行ってまいります。

○玉田議長 市長公室次長。

○西浦市長公室次長 続きまして、消費生活センター運営事業についてお答えします。

消費生活センターの相談で多い内容は、インターネットを利用した通信販売です。令和6年度の相談件数は全体で226件、そのうち72件、31.86%が通信販売によるものでした。2番目に多いのが店舗購入で44件、19.47%でした。

続いて、相談体制の充実を図るとしている内容についてですが、消費者トラブルによる相談体制について、令和5年度までは紀の川市との協定により、週2回専門

の相談員による相談窓口を開設しておりました。体制強化のため、令和6年4月1日に消費生活センターを開設し、月曜から金曜日、閉庁日を除き、午前10時から午後4時まで、電話、来所、さらにウェブフォームにより受付しております。相談については、消費生活相談員資格を有する職員2名で対応しています。今年度はさらに相談員の対応能力の向上に努め、消費生活相談窓口の機能強化を図ります。

具体的には、現地研修だけでなく、オンラインでの研修も積極的に受講し、相談員のスキルアップに力を入れてまいります。昨年開始いたしましたウェブフォームによる相談もご活用いただけるよう、周知をさらに図ってまいります。今後も相談内容の傾向に注視し、各機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ってまいります。

○玉田議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 市來議員のご質疑のアピアランスケア支援事業についてお答えいたします。

申請者全ての方に助成することができたか、につきましては、令和6年7月に事業を開始し、年度末までに申請のあった15件全ての方に助成しております。

続いて、助成額に対する市民の反応や制度の評価はどうか、につきましては、市民の反応としましては、とても助かりますといった声をはじめ、多くの方から本制度により助成を受けられることに対する感謝の言葉をいただいております。

一方で、少数意見ではありますが、医療用ウィッグは比較的高額であることから、助成額に関して、2万円ですかといった質問をいただくこともあります。制度の評価につきましては、助成を通じて、がん患者等の経済的負担の軽減のみならず、外形の変化による精神的な負担の軽減にも寄与できたものと考えております。

また、本年度は、現時点で既に15件の申請があることから、本事業の周知が徐々に進んできているものと考えております。

○玉田議長 都市計画課長。

○正木都市計画課長 市來議員のご質疑にお答えします。

空き家等対策事業では、管理不全空家の抑止を図るため、空家特措法に基づく改善指導をはじめ、地域都市再生事業、空き家バンク事業に取り組んでいます。まず、改善指導については、相談等のあった管理不全空家に対し、通知、面談等の対応を再々行いながら、全体で80.3%の改善となっています。100%とはなっていませんが、対前年度13.01%の増加となりますので、管理不全空家の改善に向け、一定の成果を上げていると考えています。

次に、地域都市再生事業、空き家バンク事業の両事業については、令和5年度から事業実施し、これまで地域都市再生事業では3件の空き家の除却を行い、うち2件については、接道の拡幅等、建築可能な土地への再生など、地域の都市再生に取り組んでいます。

また、空き家バンク事業についても、徐々にではありますが、バンクへの掲載物件が令和5年度の3件から、令和6年度は8件に増え、成約の実績も出ています。両事業ともに、今後もさらなる充実を図るため、未利用物件の所有者に対し、引き継ぎ制度の啓発に取り組んでまいります。

次に、課題についてですが、空き家は個人等が所有する私有財産であるため、所有者等にきちんと管理していただくための意識づけが最も重要と考えています。そのため、所有者等の意識不足、未相続等による所有者等の特定、遠方居住等へのアプローチの難しさが課題と考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、不用額の考え方としてですけど、2つの考え方ができると思います。不用額は多いほどいいという、節約をしたという考え方、今、先ほどおっしゃったのが多分そうだとは思うんですが、逆に不用額が少ないほうがよい、行政執行がなされたという考え方、不用額について、先ほどの総務部長の答弁であれば、よくぞ残してくれたというか、職員たちがコスト意識が高かったために残ったというふうにおっしゃったんですが、もっと市民のニーズに、逆に考えれば応えられたのではないかという形で考えられるわけです。

そうしたことについてどう考えるのか。逆に不用額がこれだけ7億出ているということは、別の制度、別の支援、別の事業ができたのではないかと考えるわけですが、その点についてお答えをしていただきたいと思います。

財政調整基金ですね、財政調整基金比率というのは大体10%が適正水準だと言われております。そこから見ると、岩出市の場合は20.4%、去年、令和5年が21.0%、高い水準で来てると思うんですね。この点については、どのように考えておられるのかということをお聞かせください。

次、収入未済額の生活保護費返還金についてなんですが、先ほど報告があった中で、ちょっと不正とか、虚偽とかの形での申告で返してもらっていないという部分もあるという形なんですが、大体どれぐらい、それがあるのかという点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。また、対策としては、どういうふうな形で対策を取つ

ておられるのかです。

次は、地域防災訓練についてです。防災訓練でいろんな形で想定をしながらやれると思うんですが、実際に歩いて、災害が起ったときに、避難所に来る方もいれば、もちろん車だって考えられるんですが、車を受け入れられるような体制を取った防災訓練というような形の必要性はないのかなというふうに、ちょっと考えるところがあるんですが、そうしたことを取り入れながら、訓練をしていくというような考えはないのかという点をお聞きをしたいと思います。

最後は、アピアランスケアについて、ウイッグについては高いんで、当然、少ないんではないかというふうに言われる方が多分多いと思うんです。そういった点で、今後、この点について、増額だったりというようなお考えはないのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず不用額についてのことで、市民ニーズにもっと応えられたのではないかと。7億あるということは、別の支援もできたのではないかと、そういうご質問やったと思うんですが、当初予算で組ませていただいた予算の内容につきましては、予期せず中止となった夏まつり等はございますけれども、全く未執行となった事業はなく、コスト意識を持ち、取り組んだことによる経費の節減、それから入札契約効果による事業費の減などによる不用額であると考えております。

市民ニーズにつきましては、予算のほうに計上させていただいた、それをほぼ執行させていただいたという形で考えております。

それから、7億についてなんですけども、確かに7億、金額だけ聞くと、すごく大きい数字になるかと思うんですが、最終の現計予算額、これが224億3,000万ございます。全体としては3.1%の不用額という形になっておりますので、執行率は96.87%の執行率となっております。執行につきましては、ほぼできているかというふうに考えております。

次に、財政調整基金についてです。財政調整基金、10%が適正水準であると言われていると。これは高いのではないかというご質問やったと思います。財政調整基金比率につきましては、実は10%とも言われることもあるんですが、国から明確な基準というのは、特には出されておりません。しかしながら、令和5年度の決算数値なんですけども、20.4%というところなんですけども、本市の類似団体、岩出市

と財政規模や人口等が似通った団体、これ国のはうで指定されておりまして、この類似団体における比率の平均、これは19.7%というふうになっております。

このことから、本市財政調整基金の規模は、過大でも過小でもなく、おおむね適正な規模であると認識しております。今後も財政調整基金や不測の事態に対応のため適正な基金残高の確保に努めてまいります。

それから、地域防災訓練についてもお答えさせていただきます。

訓練の中で、歩いてくる人、中には車で来る人もおられるんではないかと。そういう人の受入体制はどうかというお話をしました。確かに車の方もおられると思うんですが、今回、各小学校等、お近くの場所に訓練会場を設けさせていただいて、そこへ来ていただくということで、現場で安否確認、初動体制というところで、安否確認していただいた上で、来ていただくような形を取っております。車につきましては、今のところ、安否確認していただいて、皆さんに来ていただくという形で、場合によっては倒壊等で車も動けない状況もあるかと思いますので、現状のところ、車での訓練というのは考えておりません。

以上でございます。

○玉田議長　社会福祉課長。

○福田社会福祉課長　市來議員の再質疑の生活保護の返還金の不正、不実な件数、どれぐらいあるのか。また、その対策はというところにお答えします。

令和6年度末現在で、生活保護法第78条、不正の申請、その他不正な手段により保護を受けた方で、収入未済になっている件数が22件ございます。22件のうち、既に保護廃止になっている方が20件、そのうち死亡されている方が8件ということで、非常に我々も苦慮しているところでございます。

その未収金に対する滞納対策につきましては、督促状や催告状の送付、あと分割納付の相談、相続人の状況調査など、滞納対策に現在取り組んでいるところでございます。また、不正に陥らないために、生活保護費の適正受給への指導を含め、収入申告等の届出義務の説明、訪問による生活状況等の把握、課税調査による収入確認など、不正受給の抑止対策にも取り組んでおるところでございます。

以上です。

○玉田議長　地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長　市來議員の再質疑、アピアラنسケア支援事業の助成額を見直す考えは、についてお答えいたします。

助成額につきましては、和歌山県がん患者アピアラنسケア支援事業の補助基準

額内で助成していること、また、市が実施する他の福祉サービスとのバランスも考え、現在の助成額を定めているところであり、現在のところ、見直す考えはございません。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第47号から議案第53号までの議案7件に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第53号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第53号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第47号から議案第53号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第53号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたします。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員会委員に、西野峻也議員、田中宏幸議員、杉本直哉議員、田畠正昭議員、尾和正之議員、牛田佑佳議員、以上6人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。本日、本会議散会後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩 (10時16分)

再開 (10時29分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～

日程第10 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第19 議案第63号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第10 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第19 議案第63号 市道路線の認定の件までの議案10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、発言を許します。

質疑は、発言席からお願ひいたします。

1番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第54号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）の説明書5ページに対しての定額減税補足給付事業についてお伺いしたいと思います。

定額減税補足給付金（不足額給付）の対象者7,400件について、案内方法と手続済み件数は何件でしょうか、お伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員のご質疑にお答えします。

定額減税補足給付金（不足額給付）につきましては、8月広報及び市ウェブサイトに給付金の概要等を掲載して周知を行っております。また、支給対象者には8月12日以降に支給のお知らせを順次送付しており、9月2日時点で計5,951件発送しています。そのうち、振込口座が分かっている対象者5,703人には、9月10日に支給する予定としております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 対象者7,100件ということですが、5,951件の発送ということです。あとの残り1,000何がしというのは、どのようにご案内するんでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

当初に、9月2日時点で5,951件、順次発送しておるんですけども、9月2日時点で5,951件発送しております。今後なんですけども、9月11日にまた支給のお知らせというのを、第二弾で590件送らせていただきます。当初の7,100件という見込みなんですけども、今回、初といいますか、今までやったことのない事業というところもございまして、この支給ができないと困るというところもありますんで、うちで分かっている分は、ある程度、かちっと固めたんですが、転入されている方等で、どれぐらいの規模があるのか分からないので、その分はちょっと多めにはなっている形になっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）について、3款2項3目14節の工事請負費の内容についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 大上議員のご質疑、3款2項3目14節工事請負費の内容は、についてお答えいたします。

山崎保育所遊戯室のエアコン室外機のコンプレッサーが作動不良となり、室内機のエアコンが作動しなくなつたため、緊急に取替え工事を行うほか、1歳児部屋の室外機及び室内機についても調査点検の結果、経年劣化により取替え工事を行うものであります。

工事の取替え台数については、遊戯室が室外機3台、室内機6台、1歳児部屋が室外機1台、室内機1台となっております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

（なし）

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第55号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第55号について質疑を行います。

住登外者とは、市に住民基本台帳に記載されていないものをいうが、どのような方が該当するのかという点と、固有の番号を付番とあるが、宛名番号とは何か。また、宛名番号は現時点でも使用していると思うが、何が変更されるのかについてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市來議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目のどのような方が該当するのかについてですが、住民票を置いていないが、課税や何らかの行政サービスを受ける必要がある人が該当することになります。本市に不動産等を所有しており、本市が固定資産税を課税する方や、市外の高齢福祉施設への入所に伴い、市の被保険者資格を継続したまま転出する方などが該当いたします。

次に、2点目の宛名番号とは何かについてですが、本市が利用する基幹系システ

ムの中で、個人を識別するために付番される番号です。住民票コードや個人番号とは異なる番号であり、あくまで本市のシステム内でのみ利用する番号です。

3点目の何が変更されるかについてですが、実務上の変更はございません。ただ、住登外者の管理を行うために、現在利用している宛名管理システムが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合したシステムへ移行する際には、住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることになっており、この機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたものでございます。

以上です。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 作業時間としてはどれぐらいの時間を見込んでいるのかというのと、システムの移行時期についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市來議員の再質疑についてお答えします。

情報システムの標準化の対応についての作業時間ということでございますが、こちらのほうは、今、順次システムの整備を進めているところで、時間というよりは期間として11月の25日を本稼働として進めております。今も準備しているところでございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第54号から議案第63号までの議案10件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第63号までの議案10件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～

日程第20 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

○玉田議長 日程第20 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月9日提出

提出者 岩出市議会議員 三栖慎太郎

賛成者 岩出市議会議員 大上 正春

賛成者 岩出市議会議員 井神 慶久

賛成者 岩出市議会議員 福岡 進二

賛成者 岩出市議会議員 市來 利恵

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、冤罪被害者救済を目的として、刑事訴訟法の最新規定を国において速やかに改正されるよう意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

～～～～～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月18日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月18日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時42分)

議 会 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 18 日

岩出市議会

議事日程（第3号）

令和7年9月18日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号) |
| 日程第3 | 議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第63号 市道路線の認定について |
| 日程第12 | 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について |
| 日程第13 | 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議員派遣について |
| 日程第15 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第54号から議案第63号までの議案10件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第2号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査の申出の件です。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月9日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に田中宏幸委員、副委員長に尾和正之委員が選出されました。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第2号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第2 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第11 議案第63号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第2 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第11 議案第63号 市道路線の認定の件までの議案10件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案10件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各常任委員会の委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）外、議案5件です。

当委員会は9月11日木曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第63号 市道路線の認定の件、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第54号は承認、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第59号の所管部分は可決、議案第63号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件及び議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、那賀消防組合負担金の増額補正は職員が増えたためなのか。また、人員は十分に足りているのか。について。

議案第63号 市道路線の認定の件では、接続される市道は通学路となっているが、道路幅員が狭い。市道認定し、分譲されると交通量が増えると思うが、問題意識を持ち対策を考えているのか。また、現在、住宅建築に伴う作業車両の往来により歩行者の通行に影響が出ているが、対策はできないのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第58号 岩出市老人医療の支援に関する条例の一部改正の外、議案4件です。

当委員会は9月12日金曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門の審査を実施しました。

議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分及び議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第58号、議案第59号の所管部分及び議案第61号は可決しました。議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正の件では、対象者とその人数は。について。

議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、質疑はありませんでした。

議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、子ども・子育て支援事業費国庫補助金により、システム改修をすることだが、改修によって何が変更されるのか。令和8年度から被保険者の保険税はどうなるのか。また、今後、保険税が段階的に上がる構造になっているのか。国民健康保険加入者の負担が増えるが、どう考えるのか。について。

議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、地域リハビリテーション活動支援事業業務委託料について、委託先とその内容は。また、委託先はどのように選定したのか。地域リハビリテーション活動支援事業は、委託先の専門職等が住民や従事者への助言指導にどう関与するのか。また、ふだん、専門職等は地域包括支援センターでなく委託先の事業所で従事しているのか。地域リハビリテーション活動支援事業は、どういったことが期待できるのか。について。

議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者特別会計補正予算（第2号）では、システム改修委託料について、子ども・子育て支援金制度の導入により、保険者は今後どうなるのか。子ども・子育て支援金の負担額について、年収に応じて負担増と

なる物価上昇や医療介護の増加もあり、家計の影響が懸念されるが、どのように考えるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）、議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第63号 市道路線の認定の件、以上、議案8件に対する討論の通告はありません。

これをもちまして、議案8件に対する討論を終結いたします。

議案第54号から議案第59号、議案第61号及び議案第63号の議案8件を一括して採決いたします。

この議案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり承認、議案第55号から議案第59号及び議案第61号の議案6件は、原案のとおり可決、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する

る討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、2026年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険システムの改修を行うために約633万円を計上しています。議案自体はシステム改修に関する費用ですが、背景にあるのは、児童手当の拡充、妊娠中、育休中の支援など、子ども・子育て支援金制度に必要な財源を社会保障削減と、国民負担によって確保するという問題があります。

国は少子化対策として、子ども・子育て支援金制度を創設するに当たって、歳出改革と公的医療保険料に上乗せ徴収する子ども・子育て支援金の徴収は、国民負担の実質増はないと説明しています。しかし、歳出改革による医療費の窓口負担増や介護保険の利用料の負担増は、国民から見れば、紛れもなく新たな負担増です。そして、国民に新たな負担を強いる一方で、子育て施策に係る国的一般財源からの負担は後退しています。

3歳未満の子どもを持つ被用者への児童手当の財源について、子ども・子育て支援金の導入によって、国の負担は35.6%からゼロ%になります。国が負担すべきものを国民にツケ回していると言わざるを得ません。

子育て予算の拡充というのなら、公費そのものを増やすべきです。子ども・子育て支援金の徴収額は、加入する保険で異なりますが、収入の少ない人により重い負担がかかる逆進性を持っています。同じ世帯構成で比べると、労使折半のある被用者保険と比べて、非正規雇用やフリーランスなどが加入する国民健康保険料では、同じ年収でも多い人で2倍以上の負担になること、また、子ども・子育て支援金額は、地方自治体によって国民健康保険の賦課方式が違うことから、同じ収入でも2倍の負担をする人が生まれることなどが国会質疑で明らかになっています。

このように加入する保険によって負担額が異なる。国民健康保険でも自治体によって負担額が異なる。こんなことが起こるのは、制度設計自体が間違っているからです。そもそも子ども・子育て予算の拡充のためであるならば、国が公費そのものを増やすべきです。今でも高い国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金は、国民負担増の実質の増税と言わざるを得ません。

市民の望みは、高過ぎる国民健康保険税の引下げなど、負担軽減です。国に対して支援金制度の撤回を求めるとともに、子育て支援の充実は、市民の負担増で進めるのではなく、社会保障予算の拡充で進めるべきであることを申し上げ、システム改修費を計上した令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算に反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

この議案は、歳入では、令和6年度保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金の財源として、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等、前年度精算金のほか、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の補正を行うものです。

歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う国民健康保険システム改修委託料のほか、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正を行うものです。

システム改修については、全額、国の補助金が充てられるものとなっています。適正な補正であると考えますので、私は本議案に賛成いたします。

なお、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることを目的に、高齢者や企業を含む全世代、全経済主体から拠出する支援金を子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであります。保険税と併せて徴収されることになりますが、保険税とは区分された仕組みでありますので、医療保険制度とは別と捉えるべきであると考えます。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○玉田議長 以上で、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対

する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対して、反対討論を行います。

議案第60号で申したとおり、この議案には子ども・子育て支援事業に関わるシステム改修委託料、約306万円が計上されています。子ども・子育て支援金制度に必要な財源を社会保障財源と国民負担によって確保するという問題があります。国に対して支援金制度の撤回を求めるとともに、子育て支援の充実は、市民の負担増で進めるのではなく、社会保障予算の拡充で進めるべきであることを申し上げ、システム改修業務改修費を計上した令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算に反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、賛成討論をいたします。

この議案は、歳入では、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の補正を、歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者医療システム改修委託料について補正を行うものです。

システム改修には、全額、国の補助金が充てられているものとなっています。適正な補正であると考えますので、本議案に賛成といたします。

なお、先ほど申し述べましたが、令和8年度から始まる子ども・子育て支援制度は、子どもや子育て世代を支える新しい分かち合い、連帶の仕組みとして、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることを目的に、高齢者や企業を含む全世代、全経済主体から拠出する支援金を子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであります。

保険料と併せて徴収されることになりますが、保険料とは区分された仕組みでありますので、医療保険制度とは別と捉えるべきであると考えます。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○玉田議長 以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

○玉田議長 日程第12 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第13 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正
について

○玉田議長 日程第13 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月18日提出

提出者 議会運営委員会委員長 福岡 進二

本文の朗読につきましては省略させていただき、提案の趣旨を申し上げます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことによる必要な改正及び所要の規定の整備を行うものです。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～

日程第14 議員派遣について

○玉田議長 日程第14 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

～～～～～～～～～～～～

日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月22日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月22日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)

議 会 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 22 日

岩出市議会

議事日程（第4号）

令和7年9月22日

開 議 9時30分

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

開議

(9時30分)

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

～～～～～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○玉田議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、10番、田畠正昭議員、14番、市來利恵議員、13番、牛田佑佳議員、12番、尾和正之議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすくするため、14番、市來利恵議員から、資料等印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、カスタマーハラスメントについてと国勢調査についての2点について一般質問を行います。

最初に、カスタマーハラスメントについて質問を行います。

昨今、ハラスメントについては、セクハラ、パワハラはもちろんのこと、人格否定につながる精神的な苦痛をもたらすモラルハラスメント（モラハラ）、飲酒の強要等のアルコールハラスメント（アルハラ）などの様々な種類があります。さらには、ハラスメントに対する過剰反応する嫌がらせ行為、ハラスメントハラスメント（ハラハラ）まで懸念しないといけない時代であり、多様性に対応する難しさを示す一端となっていると感じます。

このような状況の中、近年、カスタマーハラスメント（カスハラ）は、社会問題化しており、民間企業にあっては、営業に支障を来し、市町村にとっては市民サービスの低下につながるなど、社会的影響を見過ごせない状況となっています。そして、カスハラがもたらす大きな問題の1つは、働いている人たちのパフォーマンスの意欲を大きく減退させ、心身への悪影響をもたらすことです。何度も被害に遭うことにより深刻な精神疾病を発症する可能性もあり、組織として何らかの対策が必要となってくると考えています。

そこで3点お尋ねいたします。1点目として、カスタマーハラスメントは、一般的には職員に対する著しい迷惑行為となっており、なかなか定義づけが難しいと思いますが、市におけるカスハラ被害の現状はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

次に2点目として、市の職員におかれましては、日々様々な業務に携わっていたり本当にありがとうございます。多くの住民対応する中で、疲弊している職員さんもおられると思うのですが、どのようなケアをしているのか、お伺いいたします。

最後に3点目として、カスハラ対策として、職員の個人情報を守る観点から、名札の表記をフルネームから姓のみに変更する等の取組を実施している自治体が増えてきていると聞いていますが、岩出市でも導入を検討してはどうかと思いますが、市としての考え方をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 おはようございます。

福岡議員のカスタマーハラスメントについての1点目、市職員における被害については、総務課において把握している案件はございません。しかしながら、日常の窓口業務においては、対応に長時間をするケースも少なからずあるものと認識しております。

次にご質問の2点目、職員へのケアにつきましては、以前から職員を対象にした接遇研修において、クレーム等への対処方法を学ぶ機会を設けております。また、令和6年度からは、カスタマーハラスメントそのものをテーマとした研修を実施し、業務において適切に対応できるよう取り組んでおります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、職員に疲労がたまる場合がございます。そのような場合は、衛生管理者によるにこにこ相談、これを月に2回から3回程度実施しており、職員の体調やメンタルの不調に関する相談を行っております。

次にご質問の3点目、名札の見直しにつきましては、近年、執拗なクレームやストーカー行為、SNSへの書き込みなど、職員の安全やプライバシーが侵害されるケースが全国的に問題視されていることから、自治体や民間企業において、名札にフルネームを記載しない等の対応を取る事例が増えております。本市におきましても、名札には業務の遂行に必要十分な内容のみ記載するものとして、導入を検討しております。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

まず1点目として、名札については見直しを行っているとの答弁でした。具体的に、名札の変更内容について、いつから、どのような表記を考えているのか、お伺いいたします。

2点目として、カスハラの現状については、総務課において把握している案件はないとの答弁でした。カスハラについては定義づけが難しいこともあり、報告が上がりづらいかもしれません。そこでお伺いいたします。やはり現状をきちんと把握することが対策、職員のケアにもつながっていくと思いますので、職員向けのアンケート調査を実施するべきではないかと考えますが、その考えはあるのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、名札の表記につきましては、所属、役職は従来どおりとしますが、氏名は、これまで漢字フルネームで記載していたものを、名字のみ平仮名で記載することを考えております。また、変更の時期は10月からを予定しております。

2点目につきましては、地方公共団体においてもカスタマーハラスメント対策の

徹底が求められているところであり、本市においても、先行する他自治体等の事例を参考として、職員へのアンケート調査を行う等、実態の把握に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、国勢調査について質問を行います。

国勢調査につきましては、総務省統計局から抜粋させていただきますと、我が国に住んでいる全ての人と世帯を対象とする国のもと重要な統計調査であり、国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治行政において利用されるこことはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられていると思います。

令和2年に実施して以来、5年ごとの調査である本年は、9月下旬から調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布ということで、現在開始に向けて、着々と準備をしていただいていると思います。私たちにとっても、市民から関心が高く、把握しておく必要があると考えています。

そこで2点お尋ねいたします。

1点目として、国勢調査の現在の進捗状況及び今後の見通しについてお伺いいたします。また、特殊詐欺の被害がとどまることのない現状ですが、今回の国勢調査において、何か対策は考えているのか、併せてお伺いいたします。

次に2点目として、調査員についてです。参議院事務局企画調整室の調査資料を見ますと、全国的には、個人情報保護や防犯意識の高まりから、成り手不足の問題が生じているとのことであります。岩出市での現状はどうなっており、それを踏まえ、どのような調査体制となっているのか、お伺いいたします。

また、統計調査における民間事業の活用に係るガイドラインでは、各府省が実施する統計調査に係る業務に対して、民間事業者の活用に積極的に取り組むと明記されており、地方公共団体においても、地域単位での民間事業者の活用が可能であると考えますが、業務委託の状況はどのようになっているのか、併せてお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 福岡議員ご質問の2番目、国勢調査についての1点目、現在の進捗状況と今後の見通しは、また特殊詐欺などの対策案は、についてお答えします。

令和7年国勢調査は、10月1日調査期日として、全国一斉に実施される統計法に基づく基幹統計調査です。調査手順や書類審査については、国が示す調査の手引、また指導員事務の手引に基づき、全国同じように実施され、市町村の裁量によるところはごく僅かです。

具体的には、今年度に入り、和歌山県から市町村担当者向け説明会が2回開催されました。6月1日には国勢調査岩出市実施本部を設置し、調査用品等の授与を開始しました。8月下旬からは、岩出市総合保健福祉センター会議室に本部の事務を移し、9月1日から9日までの間で調査員、指導員への説明会を実施しました。

現在、調査員が調査票を配布する期間となっており、お会いできない世帯には、郵便受けなどにて配布し、9月30日までに完了いたします。その後10月に入り、調査票の未提出世帯へ再度提出依頼をいたしますが、その期間や調査員から市への提出時期なども国で定められています。

調査書類が調査員から提出されると、その後、書類の審査に入ります。審査の時期については、指導員の任期満了期間までに終了できるよう、午後8時まで会場を設けます。審査終了後は、和歌山県への調査票の提出が12月15日となっていますので、示されたスケジュールのとおり、滞りのないよう、また事故のないよう事務を進めてまいります。

なお、国勢調査の結果は、令和8年5月に人口速報集計の公表、令和8年9月に人口等基本集計の公表が総務省により予定されています。また、特殊詐欺につきましては、調査員に成り済ました語り調査の発生が懸念されています。国勢調査では、口座番号や資産に関する事項を聞くことはないこと、また調査員は、調査の際に必ず調査員証を所持していること、また提示を求めて不審な場合はお問合せをいただくことなども併せて、市ウェブサイトやSNSで注意喚起を図っています。

次に2点目、調査員等不足の状況と調査体制はどのようにになっているのか、また民間事業者の活用は、についてお答えします。

国勢調査の調査員、指導員については、4月から募集を始め、広報紙への掲載や区自治会や社会福祉施設への調査員の推薦依頼、シルバー人材センターの会員への周知依頼、前回調査経験者への連絡など、調査員の確保に努めましたが、それでも調査員が不足している状況であり、そのままでは調査に支障が生じるため、市職員への依頼により人数を確保しております。

7月1日には指導員45人、7月22日に調査員243人の推薦を和歌山県に提出しました。年々調査員の担い手不足は深刻化しています。さきに申し上げたとおり、調査の手順は国の示すとおりとなっており、また調査員等への報酬についても、国が示す算出方法に基づき、市町村で決定できる範囲は限られています。

本市では、少しでも調査員の負担が少なくなるよう、調査用地図の下書きの印刷を委託したり、調査用品の自宅への郵送を実施しています。また、お問合せをいただきやすいよう、国勢調査実施本部を説明開始の9月1日から毎日午前8時45分から午後8時まで開設し、対応しております。

民間への委託についてですが、国勢調査は、調査員により実施され、調査員は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、社会福祉施設入所者等への調査を除き、民間への委託はできません。調査員候補者の紹介を民間に依頼することは可能ですが、和歌山県からの調査委託費の中で、紹介料を支出するより、調査員、指導員への負担軽減になるものへの費用に充てたいと考え、今年度については依頼しませんでした。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

調査体制については、市職員への依頼により人数を確保しているとの答弁でした。現在では、ネット、SNS等での情報で、隣の市町の同じ年代の業務状況等が多いか少ないかが分かると思います。先日のいわで夏まつりでも職員の皆さんがあたくさん出ていたと思います。全国的にも人材不足となっている現状、今後も岩出市を選んでいただくなれども負担を減らし、人材確保が必要かと考えます。

そこでお伺いいたします。答弁では、調査員候補者の紹介を民間に依頼することは可能ということでした。市職員の負担を減らしていくという観点から、何か取り組めることは考えているのか、再度お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 福岡議員の再質問にお答えします。

令和7年国勢調査の調査員、指導員における市職員の占める割合については、他市の状況を確認しましたところ、本市の割合は比較的低い水準です。しかし、他市の確保の状況、工夫、民間事業者の利用状況などの情報を収集し、次回の調査に向け、本市においても取り入れられることなどを検討し、職員のさらなる負担をでき

るだけ軽減できるよう努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、投票所の環境整備、窓口業務の円滑な運営と、大規模災害時の発生に備えての3点についてお伺いさせていただきます。

まずは、投票所の環境整備についてお伺いします。

令和7年7月実施されました第27回参議院議員通常選挙は、和歌山県下各地におきましても投票率の増加となり、岩出市でも、前回の参議院通常選挙より8%を超える増加となりました。

7月20日は3連休の中日でもあり、期日前投票率も22.16%で、前回よりも大幅の増加となり、過去最高の投票率であったのかと思います。昨年の衆議院選挙での期日前投票所の混雑を市民の方から指摘された折に、最高裁の選挙もあり、期日前投票所が混雑していたとのことでした。今回は選挙区比例代表のみでありましたが、期日前投票所に来られる市民の皆さんが多い数あり、今回も混雑が目立ったとのご意見をいただきました。

そこで、1点目の質問ですが、今回の参議院通常選挙期間中の期日前投票所での混雑状況と、特に混雑した時間帯についてお聞かせください。

2点目に、全ての市民は選挙で投票する権利を持っています。誰もが1票を投じることにより、自分の意思を表示できる社会です。選挙の行使は基本的人権の中でも最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなすものです。しかし、選挙権があつてもそれをできず、投票行動に参加できない方がいらっしゃいます。その代表格が、重度知的や重度身体の障害を持たれた方々です。投票するまでのハードルは、健常者に比べ格段に高いことは確かです。投票所のような場所に1人でいると、パニックのような状態になってしまうといいます。また、投票所のスタッフにうまく説明ができず、投票を諦めて途中で帰ってしまうことも考えられます。

そこで、投票所において、ご高齢の方や心身に障害をお持ちの方々などに対して配慮はされているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 大上議員、1番目のご質問、投票所の環境整備をの1点目、第27回参議院議員通常選挙期間中の期日前投票所での混雑状況は、また特に混雑した時間帯は、についてお答えいたします。

当該選挙における期日前投票者は、7月4日から7月19日までの16日間で、合計9,948人でした。期間中の1日当たりの平均は約622人となり、来場者が最も少なかったのは7月4日の319人、最も多かったのは7月19日の1,009人でした。また、特に混雑した時間帯につきましては、ほとんどの日において、午前10時から正午にかけての時間帯が最も来場者が多い時間帯となっておりますが、最終日につきましては、投票終了が近づく時間帯が最も混雑いたしました。

次に2点目、支援が必要な方への配慮は、についてお答えいたします。

支援が必要な方とは、主に高齢者や心身に障害をお持ちの方となります。車椅子や歩行が困難な方については、最小限の移動で済むよう、入り口付近の記載台まで職員が投票用紙や投票箱をお持ちすることもございます。また、目の不自由な方や筆記が苦手な方につきましても、公職選挙法に基づき、職員が代理投票を行って対応しておるところでございます。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点について、再質問させていただきます。

私も含め、何回か議会で質問で取り上げてまいりました。以前、商業施設などの投票所を設置することで、投票率向上につながるのではないかとの質問に、期日前投票所の増設に当たっては、オンラインシステムの構築、一定期間を通じて使用可能な投票スペースの確保、投票事務に従事する人員の確保などの課題が上げられ、商業施設等への設置は、現在のところ、実施する予定はないとのことでしたが、市民の方から総合保健福祉センターなどでの期日前投票所ができるのではないかとのご意見をいただいております。本市の自前の施設でもあり、オンラインシステムの構築や投票スペースの確保など、要件は満たせるのではないかと考えます。ますます期日前投票率が増えることが考えられますが、その点についてお考えをお聞かせください。

2点目に、投票に対する支援について、投票箱を近くまで持っていく、職員が代理投票を行い対応するなどの様々な支援をしているとのご答弁をいただきました。投票所で心身に障害をお持ちの方やご高齢者などの投票を手助けする投票支援カードとイラストや文字を指などで指して困っていることを伝えるコミュニケーションボードを導入する自治体が増えてきております。

投票支援カードは、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場整理券と一緒に係員に手渡すとスムーズに投票ができる仕組みとなっています。具体的には、投票用紙に代わりに書いてほしい、候補者名を読んでほしい、候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしいなどのことが記載されており、市のホームページからダウンロードして印刷できる仕組みとなっていましたり、投票入場券に印刷されたりと、投票所に来るまでに準備できるようになっているケースが多くあります。また、コミュニケーションボードは、投票所内で予想される困り事を指で指すことで自分の意見を伝えることができます。

本市でも高齢化が加速しています。心身に障害をお持ちの方や高齢者などの投票をサポートして、誰もが投票しやすい環境を整備していただきたいと思います。この投票支援カード及びコミュニケーションボードの導入について、本市の考え方をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 再質問の1点目についてお答えいたします。

期日前投票所を増やすとなれば、議員ご指摘にもありました、衆議院解散などの急な選挙に対応できるよう、他のイベント開催等の影響を受けずに使用できる場所を常に用意しておく必要がございます。また、特に事務に従事する職員や一般応募による投票所立会人の確保、不測の事態への迅速な対応、二重投票を防ぐシステムの構築等に課題があるため、現時点では困難だと考えますので、増設の予定はございません。

次に、2点目についてお答えいたします。

窓口に提示することで、支援が必要であることを伝えられるものが支援カード、口頭での意思表示が苦手、困難な方が図柄を指すことで、簡単な意思表示を行うことができるものがコミュニケーションボードとなります。現在のところ、職員による聞き取りや筆談で対応できており、導入の必要は感じておりませんが、今後も引き続き全ての有権者がより円滑に投票を行える環境づくりに努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 2つ目の質問です。窓口業務の円滑な運営についてです。

市民の暮らしに関わる住民票や戸籍に関する手続や証明書の発行、印鑑登録、マイナンバーカード交付など、市民の皆様が日常的に利用する重要な役割を担い、安心して生活できるよう、様々なサービスを提供していただいております。また、窓口混雑状況をLINEのリッチメニューなどで公開し、来庁前に確認できるなど、工夫もされていることに対し敬意を表します。

その市民課窓口におきましては、マイナンバーカードの利用で、各種証明書がコンビニ等で取得可能となって約2年がたちました。6年度の印鑑証明書、住民票の発行枚数のうち、およそ20%がコンビニ等での発行となっております。コンビニでの発行件数の増加に伴い、市民課窓口も混雑の緩和傾向となっているとお伺いしております。

しかしながら、コンビニで証明書を発行するマルチコピー機の利用に当たっては、まだまだ不安を感じる方がたくさんいらっしゃいます。そもそもコンビニで発行できることすら知らない方もいるのではないか。自治体の中では、市民課窓口にマルチコピー機を設置し、市民の皆様の不安解消に努めるところもございます。

そこで、このコンビニに設置しているマルチコピー機を市民課窓口に設置してみてはどうでしょうか。ご意見お伺いいたします。

次に、窓口業務委託制度についてです。

専門的知識、技術、経験を有する民間事業者に委託することにより、民間事業者のノウハウを活用し、安定かつ効率的な窓口サービス提供体制を構築するとともに公権力の行使や行政サービスの企画、立案、相談など、公でしか担えない業務に財産や人材など、限られた行政資源を集中させることができ、多様化する行政ニーズに応える体制を整え、持続可能な質の高い行政サービスを実現することができると考えます。

昨年、総務建設常任委員会で、議員視察の折に、実際の現場を見てまいりましたが、効果、メリットといったしましては、人事異動に左右されない安定的な窓口サービスの提供、また接遇面で住民サービスの向上や繁忙期、繁忙時間に応じた適切な

人員配置などが上げられておりました。

本市としましても、市職員の皆様には、今後ますます多様化する市民ニーズに沿ったサービス向上に努めていただくために、民間事業者に業務委託をしていく制度を導入する必要があるかと考えますが、本市のお考えをお伺いいたします。

続いて、市民課窓口に限りませんが、職員が昼休憩と休息の取れる体制についてお伺いします。

昨今、市民の皆様は、いろいろな事情で窓口サービスを利用されます。仕事中の休憩時間など、お昼休みを利用して来庁される方もたくさんいらっしゃいます。先ほど質問したコンビニでの証明書発行サービスにより、市民課窓口では、以前より緩和されていると思いますが、特に昼休憩の体制はどのようにされているのでしょうか。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員のご質問、窓口業務の円滑な運営をの1点目、市民課窓口の混雑緩和にマルチコピー機を設置してはどうか、についてです。

市役所内にマルチコピー機を設置することで、機械の操作に不安を感じる方も安心して利用いただくことができ、窓口の混雑緩和、コンビニ交付サービスの利用促進につながるメリットが考えられます。しかしながら、現時点におきましては、岩出市内にコンビニが約20店舗あり、市役所の前にも店舗があることから、市役所内にマルチコピー機を設置する予定はございません。機械操作が不慣れな方も安心してコンビニ交付サービスを利用していただけるように、マイナンバーカードガイドブックやチラシにおいて、より分かりやすい案内に努めてまいります。

2点目、業務委託制度を導入する考えは、についてです。

令和7年度の市民課窓口状況といたしましては、コンビニ交付サービスの導入により、証明書発行業務における窓口混雑緩和につながっておりますが、一方で、マイナンバーカードの更新等に関する手続のため来庁される方が増加しております。また、戸籍への振り仮名記載に関する手続も増えているため、本年度は、会計年度任用職員2人、人材派遣業務委託により2人の計4名を増員し、丁寧な窓口の対応に努めているところです。

現在、市民課窓口の平均待ち時間は約3分であり、直ちに窓口業務を委託することは考えておりませんが、より質の高い窓口サービスが提供できるよう職員の知識向上を図り、正確、丁寧、迅速な事務処理により、市民の利便性の向上に努めてま

いります。

次に3点目です。職員等の昼休憩、休息の取れる体制はどうか、についてですが、部署により対応は異なりますが、特に窓口業務が多い部署においては、昼休憩時間中の窓口業務を職員が交代で担当し、時間をずらして休息を取っております。自席で休憩を取ることが多いですが、市役所内に設けている職員用のスペースにて昼食を取ったり、休息することもできる体制となっております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 まず、マルチコピー機についてですけども、以前質問した折に、初期導入費は約800万であるとのことで、費用対効果から設置しないという答弁でした。

そこで、ランニングコストについてはどれぐらい必要になるのか、お伺いしたいと思います。

また、マルチコピー機の操作についてのガイドブックやチラシの配布を行っているとのことです、どのような方に配布を行っているのか。また、実際に証明書発行の方に案内できているのか、次回はコンビニでもできるよというふうなそういうふうな案内をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、職員の昼休憩の体制についてですけども、職員用のスペースとは、具体的にどこにあり、どれだけの職員が入れるのか。また、実際に昼食を取っている職員数はどれぐらいなのか、ゆっくりと昼食や休息を取れる環境なのか、お伺いしたいと思います。

お昼時に来庁された何人かの市民の方にお話を伺ったことがございます。職員が自席でお昼ご飯を食べていたと。当然、対応はしていただいたが、気の毒に思いました。休憩中でも窓口に来られると対応しなければいけないし、休憩だからといって対応しないわけにはいかないと思います。窓口に来られる市民の皆さんに対しての接遇面、また、職員の働く環境を考えていただき、休憩時間は自席を外せる体制をしっかりと取る必要があるかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、マルチコピー機のランニングコストについてですが、マルチコピー機の機種、それから機能、証明書発行件数により異なりますが、約60万円から110万円が見込まれます。

それから 2 点目、マルチコピー機の操作についてのガイドブック、チラシの配布についてということなんですけども、マイナンバーカードガイドブックやコンビニ交付のチラシにつきましては、主に転入者やマイナンバーカードに係る手続で来庁された方にお渡ししております。本年度は、さらなる啓発として、住民票や印鑑登録証明書の交付時におきましても、チラシによる直接の案内に努めております。

それから、職員用のスペースの関係でございます。職員用スペースの具体的な場所と席数につきましては、市役所南庁舎の 2 階にあるスペースが、現状で 8 席程度、市役所 2 階更衣室前のスペースに 15 席程度、市民課裏のスペースに 3 席程度がございます。

実際に昼食を取っている職員については、市民課のスペースにつきましては、市民課職員が交代で使用しており、その他の 2 か所については三、四名程度の利用と見受けます。執務室から視界に入らない場所であり、昼食や休息を取れる環境となっております。

それから、休息時間に自席を外せる体制の必要についてということですが、これまで各課において検討し、対応しているところでございます。しかしながら、窓口業務の複雑化、それからスペースの確保が課題となっていると捉えております。また、実際に市民の方からお気遣いいただいている状況も把握しております。休息スペースの工夫や職員の昼休憩の取り方について、引き続き検討していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の 2 番目の質問を終わります。

引き続きまして、3 番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 3 番目の質問、大規模災害の発生に備えて、についてお伺いいたします。

日頃より災害発生に備えて様々な取組を実施していただいている中、令和 6 年岩出市地域防災計画検証事業に取り組み、令和 7 年度からは、岩出市地域防災力の充実強化を目指した初動体制の確立に対し、全庁体制で取り組んでいただいております。

2024 年 1 月の能登半島地震では、水道など生活インフラに甚大な被害が発生し、多くの被災住民が復旧までの間、厳しい避難生活を余儀なくされました。発災初期段階から発災後の災害関連死を防ぐため、快適で十分な数のトイレ、また温かい食

事、そして体を休める簡易ベッド、いわゆるT K Bを避難所などで提供できる体制を整えていく必要が浮き彫りになりました。裏を返せば、不潔なトイレ、冷たい食事、床で雑魚寝が大きな課題となっています。

そこで、本市といたしまして、避難所の生活を支えるための体制はどこまで整備されているのか、お伺いします。

また、本市で避難所運営マニュアル、大規模災害用と小規模災害用を作成し、避難所開設から運営時に備えていただいております。そのマニュアルには、夜間や休日に大規模な災害が発生した場合は、鍵を所有する市職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われないことも想定されます。このような場合に備えて、避難所近隣の自主防災組織、区自治会等の会長も鍵を保管するようになりますと記載しております。

避難所運営は市町村職員が運営の中心になることもあります、1995年の阪神・淡路大震災以降は、地域住民や避難者を主体とした避難所運営を目指すところも多くなっています。そのためにもふだんから避難所となる施設周辺の方々には、避難所施設の開場や初動対応に当たれる準備が必要と考えますが、現状、近隣住民を巻き込んでの避難所運営マニュアルに沿った訓練はどのようにされているのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員のご質問、大規模災害の発生に備えてについての1点目、避難所の生活を支えるための体制は整備されているのか、についてお答えいたします。

災害時における避難所の環境について、設備、温度管理、避難者の会話などの騒音、臭気、照明、衛生面やプライバシーの問題が発生いたします。特にトイレ（T）キッチン（K）、ベッド（B）などの確保、避難生活のための空間の改善が課題となっております。現在のところトイレに関しては、簡易トイレや避難所に整備しているマンホールトイレの活用をお願いすることになります。下水道が破損した場合など、マンホールトイレが使用できなくなる場合に備えまして、凝固剤を用いた簡易トイレも備蓄しております。

なお、今年度において、トイレコンテナの導入についても進めているところであります。また、発災直後の食糧については、各避難所の備蓄食料品を提供することとなり、温かい食事の提供は難しいと考えますが、市と事業者との間で締結してい

る協定に基づき、避難所への飲食料品、日用品等、必要とする物資調達の対応をしてまいります。また、避難所におけるベッドにつきましては、要配慮者など、特に必要とする方用に段ボールベッドを備蓄しているほか、段ボール製造会社と簡易ベッド等の段ボール製品の調達に関する協定を締結しております。10月26日実施予定の地域防災訓練では、各会場で段ボールベッドの設置訓練を行います。

いずれにしましても、市の備蓄品だけでは限界がありますので、市民の皆様にも、平素から家庭での非常持ち出し品の準備や備蓄食糧品の準備、特にローリングストックと呼ばれる、ふだんから使っているものを順番に使っていく方法ですね、これについて、市広報、チラシのほか、地域での説明会でも啓発しているところでございます。避難生活が長期化する場合に備え、施設の環境の整備の向上に努めてまいります。

次に、2番目の避難所運営マニュアルに沿った訓練はしているのか、についてお答えいたします。

市では地域の防災力向上につなげるため、災害発生時における初動体制の確立と、市民の防災意識の高揚による減災、市民一人一人の自発的な行動、住民相互の安否確認、その後の連帯意識の強化を目的に、地域防災訓練を実施いたします。訓練では、避難所運営マニュアルに基づき、避難所開設には、まず施設管理者もしくは市職員が行い、その後、施設に用意しておりますスターターキットにより、施設の運用を始めることとなります。

特に市民の皆様には、自己や家族の命は自ら守る自助、それから、地域で助け合い支え合う共助を主体的に実施する場として、会場まで徒歩でのご参加をいただき、各会場で実施するマンホールトイレの設置、段ボールベッドやプライバシー確保のための段ボールパーテイションの設置など、実際に体験していただきたいと考えます。訓練を通じて課題を検証し、円滑な避難所運営が実施できるよう努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 内閣府が6月に創設しました災害対応車両登録制度という制度があります。トイレトレーラーやキッチンカーなどの災害対応車両を所有する団体などに国が登録を募り、車台などの情報をデータ化することで、被災自治体が求める車両の派遣を推進する仕組みです。避難生活が続くと、温かい食事が必要となってまいります。実際にこの制度に登録しているキッチンカー協会の代表は、避難所生活を送

る被災者に温かい食事を素早く提供できるようにするなど、被災地以外から支援の輪を強める有効な制度だと評価されております。自治体独自での避難所での炊き出しによる食事提供ができるよう、キッチンカーを所有する民間団体と事前に災害対応協定を結ぶといった動きが広がりつつあるとのことです。

そこでお伺いします。この災害対応車両登録制度についての認知と、本市独自での民間団体との事前に災害対応協定を結ぶ考えについてお聞かせください。

続いて、避難所運営の訓練については、10月26日の地域防災訓練に実施することでした。たくさんの方々に参加していただき、避難所運営に対する知識向上につながることを期待しております。

2年前、紀の国防災人づくり塾の講座を受講する機会がございました。そこで、避難所運営ゲーム「HUG」というゲームなんですけども、そこを体験してまいりました。災害時の避難所で発生し得る様々な状況を疑似体験するボードゲームで、参加者それぞれが避難所運営に主体的に関わり、共通認識を持つことを目的としております。参加者は避難所で発生する様々な出来事に対応することで、避難所運営の課題発見や解決策の検討を行います。防災知識を高め、地域の防災力向上にもつながるこの避難所運営ゲーム「HUG」を地域の方々とともに学ぶ機会を設けてみてはいかがでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

災害対応車両登録制度、先ほど議員のほうからもございましたが、令和7年6月1日に運用開始となっておりまして、我々のほうもその点は認知しております。また、今年度導入いたしますトイレコンテナにつきましても、災害対応車両として登録を予定しております。

それから、災害対応協定につきましては、災害救助物資の調達、炊き出し、避難者の受入れ、物資輸送など、多種多様な協定を締結しており、最近では、令和7年6月30日に、食事の提供等の協力として、那賀飲食業生活衛生同業組合と防災協定を締結したところです。

次に、避難所運営ゲーム「HUG」についてですが、地域への防災講話等の中で要望がございましたら、「HUG」と同様で、避難所運営を模擬体験できる教材として、和歌山県作成の「きいちゃんの災害避難ゲーム」を県と協力して活用していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

| | |
|----|----------|
| 休憩 | (10時19分) |
| 再開 | (10時39分) |

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、10番、田畠正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畠正昭議員。

○田畠議員 議席番号10番、田畠正昭です。議長の許可を得ましたので、一問一答形式で通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本市の福祉行政の方向性と医療費の今後の在り方についてお伺いいたします。

本市は、持続可能な福祉行政の推進を掲げており、これは高く評価するところであります。一方で、市の将来を見据えますと、やはり高齢化の進展、そして子育て世帯への支援の必要性の高まりにより、医療費の増大が財政に与える影響は避けて通れない課題です。

本市は、令和7年1月から、子供医療費助成制度の拡充により、18歳までの通院費を全額助成とし、約2億8,000万円が令和7年度一般会計予算に計上されていると聞きますが、これは非常に意義のある取組であると思います。ただその一方で、こうした制度が拡充されるほど、やはり市の医療費支出は、今後さらに増えていくものと推測されます。

このような背景の下、私が今回注目したいのは、予防医療の視点です。病気になってから治療するよりも、病気にならないように予防するほうが、結果として医療費の削減にも寄与すると考えます。

そこでお尋ねいたします。医療費抑制につながる予防医療で、現在、本市で取り組んでいることは何か、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 どうも皆さん、おはようございます。

田畠議員のご質問にお答えをいたします。

医療技術の進歩により、平均寿命が延び、人生100年時代と言われる社会を迎えています。これからは、ただ長生きするだけではなくて、自立して健康的に暮らせる時間、すなわち健康寿命をいかに延ばすかが重要であります。

市では、国民健康保険、後期高齢者医療保険、子供医療制度などにかかる医療費が年々増加しており、持続可能な福祉医療行政を進めるためにも、医療費の抑制が課題となっております。

一方で、病気になることは医療費の負担が増えるだけでなく、精神的な負担や生活の質の低下にもつながります。そのために早めに検診を受けたり、運動を習慣化するなど、病気を未然に防ぐことが大切であります。健康で充実した日々を過ごすことができるよう、予防接種、がん検診、特定健診をはじめとした予防医療に力を入れるとともに、いきいき広場など、地域におけるスポーツ環境の整備を図り、老若問わらず、スポーツ教室やスポーツ大会へ参加できる取組を行っており、これらの取組が市民の健康寿命の延伸と、ひいては医療費の抑制につながると考えております。

なお、それぞれの取組については、担当部長のほうから説明をさせます。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畠議員ご質問の1番目、予防医療について、にお答えいたします。

予防医療とは、病気になってから治療を受けるのではなく、病気を未然に防ぐことを目的とした健康づくりの取組を言います。市の予防医療の取組としましては、インフルエンザや新型コロナウイルスワクチンなどの高齢者の定期予防接種に加え、肺炎球菌やB型肝炎、ロタウイルス、水痘ワクチン、日本脳炎などの小児の定期予防接種を実施しています。

また、がんの早期発見、早期治療を目的としたがん検診を実施しています。さらに、令和5年度に策定した岩出市健康づくり計画「ふれあい健康21」に基づき、住民の健康意識の向上や行動変容につなげるため、食や運動等をテーマにした健康講座や、運動教室などの取組も行っています。

また、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者を対象に、特定健診等を実施しており、国民健康保険では、その結果に基づいて、保健師や管理栄養士が特定保健指導を実施するなど、生活習慣病の重症化防止のための取組も行っております。

子供に対しても、4か月、7か月、1歳8か月、3歳半の乳幼児健康診査等の母子保健事業に取り組んでおります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畠正昭議員。

○田畠議員 予防医療の取組はよく分かりました。そこで、次に具体的な予防医療の取組の1つとして、小児インフルエンザワクチンの助成についてお伺いいたします。

この件については、平成30年第4回定例会にて、市來利恵議員から同様の質問がありました。その際に、市当局は、接種が任意であること、保護者が子育てにおける第一義的責任を有しているといった理由から、任意である小児インフルエンザワクチンの助成ではなく、疾病予防意識を高めていくといった趣旨の答弁が会議録にはありました。

しかし、現在は当時と比べ、その後の状況は大きく変わりました。我々は未曾有の新型コロナウイルス感染の流行を経験し、ワクチンの有効性や社会的役割が広く再認識され、感染症に対する予防意識は社会全体で大きく高まっています。

厚生労働省ホームページには、インフルエンザワクチンの効果について、こう書かれています。6歳未満の小児を対象とした研究では、発症防止に対するインフルエンザワクチンの有効性は60%と報告されています。現行のインフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対かからないというものではありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

また、このようにも書かれています。乳幼児をインフルエンザウイルスの感染から守るために、ワクチン接種に加え、ご家族でや周囲の大人たちが手洗いやせきエチケットを徹底することや、流行時期は人が多く集まる場所に行かないようすることなどで、乳幼児がインフルエンザウイルスへの暴露される機会をできるだけ減らす工夫も重要ですと書かれており、厚生労働省は、小児へのワクチン接種を推奨しています。

また、確かに子供を育てる責任が保護者にあるという点は、私も否定するものではありません。しかし、ここ数年の国、自治体の子育て施策の流れを見ますと、保護者の責任だからとして、行政が一歩引く時代では、もはやないのではないかと考えます。例えば、国のことでも未来戦略方針では、子育ては社会全体で支えるべきものであると明言されています。また、保育、教育、医療、食費など、従来は家庭が負担して当然とされていた分野においても、無償化や助成が進められているのは、

まさに保護者だけに負担を集中させないための取組です。

本市においても、さきに述べたように、子供医療費助成の拡充や、給食費無償など、様々な子育て支援を進めているのは、保護者だけに責任を負わせず、社会で支えるという方向性にかじを切った証拠であり、大変意義のあることだと評価しています。ですから、今回のワクチン助成についても、保護者の責任だから任意の範囲でというだけで線を引いてしまうのではなく、いかにして社会として、予防の環境を整え、子供たちの健康を守るかという観点が必要ではないでしょうか。

また、1回3,000円から4,000円、13歳以下では2回接種が推奨され、最大8,000円にもなるインフルエンザワクチン、これは昨今の物価高騰の中で、家計にとってとても大きな負担となります。複数の子供がいる家庭では、本当は接種をしたいが1万円を超える出費になることもあります、経済的な理由で接種を断念せざるを得ないとの市民の声も聞いています。

子供のインフルエンザの流行は、子供本人だけでなく、家庭、学校、そして地域全体に影響します。これは、もはや個人の判断や責任に任せ切れない社会全体の課題でもあるのではないでしょうか。

これらの社会状況の変化を踏まえて、改めて小児インフルエンザワクチンの助成制度導入について、市としての見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畠議員の再質問にお答えいたします。

小児のインフルエンザワクチンの助成制度導入について、市の見解は、ということでございますが、子供のインフルエンザワクチンの予防接種については、ワクチンの有効性、安全性などについて、国内で十分なデータがそろっていないことがあります。そのために定期接種ワクチンになっていない現状がございます。

市といたしましては、子供の予防接種は安全性や有効性をまず第一に考え、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき実施しておりますので、任意接種である小児のインフルエンザワクチンについては、助成の考えはございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畠正昭議員。

○田畠議員 先ほどの答弁で、子供の予防接種は、安全性や有効性に懸念があるという趣旨の答弁がありました。その点について確認したいと思います。

日本小児科学会の定期接種と任意接種のワクチンという資料には、このように説

明されています。現在、任意接種のワクチンは、その効果、安全性などについて、国内で十分なデータがそろっていないため、定期接種のワクチンとなっていない現状があります。これらのデータがそろえば、これらのワクチンが定期接種のワクチンとなる可能性があります。ただし、その時期を待っている間に、そのワクチンで予防できる病気にかかってしまう可能性がありますので、「接種できる時期が来たら確実に接種していくことが重要です」と書かれています。

また、「定期接種のワクチンと任意接種のワクチンに原則差はありません。2つの差は、あくまで制度上のものであり、ともに重要なワクチンです」や「任意接種のワクチンは費用負担がありますが、その重要性は定期接種のワクチンと全く同じです」とも書かれています。

つまり任意接種であることは、制度上の分類であり、科学的な根拠が不十分だからではないということです。現に、同じインフルエンザワクチンが高齢者には定期接種として公費助成が行われているということは、ワクチンそのものの安全性が問題視されていないからではないでしょうか。

さらに言えば、インフルエンザワクチンは、毎年1,000万人以上が接種している非常に広く使われているワクチンです。副反応も軽微なものがほとんどで、国内でも既に長年にわたる接種実績があるワクチンであることは、市としてもご認識いただいているかと思います。和歌山県下においても、小児インフルエンザワクチンの公的支援は、昨年より新宮市で始まっていたりと、他の自治体でも有効性、安全性は認められているものです。

改めてお伺いいたします。任意接種であっても、医学的に有効性、安全性が保証されているインフルエンザワクチンの小児を対象とした公的支援の段階的な導入、例えば年齢制限や自己負担ありなど柔軟な制度設計を含めて、検討の余地があるかどうか、再度市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畠議員の再々質問についてお答えいたします。

小児を対象としたインフルエンザワクチンを任意の接種であっても、公的支援の段階的な導入として検討の余地はあるのかどうかということでございますが、予防接種法において、定期接種は、後遺症を残す病気の予防や集団での感染拡大の防止が主な目的となるA類疾病というのと、個人の発病や重症化予防が主な目的となるB類疾病に分類されます。高齢者のインフルエンザは、一般的に子供より高齢者の

ほうが重症化リスクが高いということで、B類疾病に分類される定期接種になっております。

小児のインフルエンザは、先ほど申しましたとおり、A類疾病にもB類疾病にも当たらないため任意接種となっておりまして、定期接種とはなっておりません。また極めてまれではありますが、定期接種において副反応による健康被害が起こったというような場合は、国の健康被害救済制度による給付の対象となりますが、定期接種は対象となります。任意接種はその対象とはなっておりません。

以上のことなども踏まえて、任意接種である小児のインフルエンザワクチンについては、子供の安全性を第一に考え、現在のところは助成の考えはございませんが、今後も、国の動向等、また市町村の動向等、注視してまいります。

○玉田議長 これで、田畠正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

田畠正昭議員。

○田畠議員 続いて、生涯スポーツの推進について質問させていただきます。

現在、日本は超少子高齢社会であることは周知の事実であります。総務省が9月15日、敬老の日に合わせ、65歳以上の高齢者の推計人口を発表したところ、全国で3,619万人、総人口に占める割合は29.4%と過去最高を更新したそうです。本市においても例外なく高齢化は進んでおり、住民基本台帳及び第9期岩出市介護保険事業計画によると、令和6年3月末において、本市の総人口5万3,896人に対して、65歳以上の人口数は1万3,437人、比率にして24.9%が65歳以上に該当しており、これから先も高齢化は進んでいくと推測されています。

本年、2025年は、いわゆる団塊の世代800万人全員が75歳以上、つまり後期高齢者となる2025年問題が起きる年と言われています。超高齢社会が訪れることで生じる社会的影響は、様々な分野において多くの問題となり、1つ目の質問でも述べましたように、行政においては、社会福祉費増大による財政の逼迫は喫緊の課題であります。

そのことを踏まえた上で、市民一人一人が健康で長生きする、すなわち健康寿命を延ばすことは、持続可能な行政運営にとって重要な要件であると考えます。とりわけ健康寿命を延ばすスポーツは、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも健康に寄与する有効性が高い取組ではないでしょうか。

本市は、岩出市スポーツ推進計画に基づき、気軽に、いつでも、どこでも、誰でも、そしていつまでも、安全にスポーツに取り組むことができるまちづくりに取り

組んでいると聞いています。

現在、本市として、岩出市民運動会や岩出市民総合スポーツ大会、岩出マラソン大会などのイベント開催、パークゴルフがプレーできるいきいき広場や、岩出市民プールのトレーニングルームなどの施設を開設し、市民のスポーツ推進に取り組んでいることはよく分かります。しかし、現在スポーツに親しんでいる方々に加えて、これまで運動習慣のなかった方々やきっかけをつかめない今までいる層に、どう働きかけるかも今後の重要な課題ではないでしょうか。

スポーツに対する関心や意欲があっても、年齢的に今さら始めにくい、体力に自信がない、一緒に始める人がいない、どこで参加できるか分からぬといった理由で、一歩が踏み出せない市民も多いと思われます。また、健康寿命の延伸のためには、イベント的な運動の機会だけでなく、日常の中で継続的に運動習慣を持てる環境や支援体制が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。今後、スポーツ人口を増やすために、特に運動習慣のない層や高齢者の方々に対して、継続的な運動を始めてもらうきっかけづくりや支援の取組をどのように考えているのか。また、生涯スポーツの推進は、健康寿命延伸につながると考えますが、市としての見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 田畠議員ご質問の2番目、生涯スポーツの推進についてお答えいたします。

スポーツ人口を増やす取組は、につきまして、本市では、スポーツ少年団における体験教室、それからニュースポーツの体験会、公民館事業における体操教室の開催、総合スポーツ大会での初心者の部の設定、パークゴルフ場の無料開放など、新たにスポーツを始めるきっかけとなるような取組を行い、スポーツ人口の増加を図っております。

また、スポーツなどの活動の継続が、健康寿命の延伸につながると考えるがどうかというご質問につきましては、医療の分野でも、スポーツなどの活動の継続は、健康寿命の延伸に有効な方法として認められており、岩出市スポーツ推進計画におきましても、スポーツは心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であり、生活習慣病や介護の予防になるとしており、今後ますますその重要性が高まるものと考えております。

今後もスポーツなどの活動を通じて、市民が心身ともに健やかに暮らし続けられ

るよう、関係団体と連携しながら、市民の機会の充実と環境整備に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畠正昭議員。

○田畠議員 市として、生涯スポーツ推進への取組、また、健康寿命の延伸という観点での政策の方向性についてはよく分かりました。こうした取組の1つとして、私は、以前から、広報いわででの大会結果の掲載が非常に意義のあるものだと感じております。市内のスポーツ団体が行った大会の結果が毎月掲載されており、特にスポーツ大会に出場したお子さんやお孫さんがおられるご家族や、市内でスポーツに挑戦している高齢者の方からも、毎月楽しみに見ている、子供の名前が載っていたなど、多くの前向きな声を聞いています。

このような情報発信は、市民のスポーツへのモチベーション向上や、地域のつながりの醸成にもつながる大事なツールだと考えております。しかしながら、この広報いわでの大会結果のページにおいて、最近、掲載されていない月がある、内容が少なくなってきたとの声が多く聞かれるようになりました。調べてみると、令和6年4月以降、大会結果の掲載が縮小され、月によっては掲載されていないこともあります。

そこでお尋ねいたします。広報いわでにおける大会結果の掲載について、令和6年4月から内容が縮小された、あるいは掲載されない月があることについて、背景や編集方針の変更などがあればお聞かせください。

また、特に優秀な成績だけでなく、幅広い大会結果を掲載することで、多くの市民がスポーツへの関心を持つきっかけになり、自分も出てみようかな、継続して頑張ろうという動機づけにもつながると思いますが、こうした観点から、今後もできる限り、幅広く大会結果を掲載していくことについて、市としてどのようにお考えでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畠議員の再質問にお答えします。

近年の物価高騰により、紙代やインク代等の値上がりが著しく、広報いわでの作成に要する費用が年々増加していますので、費用抑制のため、令和6年度から全体制によるページ削減に取り組むこととしました。

議員ご指摘の広報いわでにおける大会結果の掲載基準についても、その取組の1

つとして見直しを実施いたしました。見直しにおいては、他の加入団体との公平性や文化協会など、他の分野で活動されている団体等との均衡を鑑み、掲載基準を設けさせていただくこととしました。見直し後は、近畿や全国への活躍が期待される県大会等での入賞者以上を掲載し、また、全国大会以上の入賞者は写真を掲載するなど、市民の活躍をお伝えしています。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 田畠議員の再質問、大会結果を幅広く掲載してはどうかというご質問ですけれども、広報紙に掲載できない大会結果につきましては、岩出市スポーツ協会加盟団体が主催または参加者となっている大会において、3位以上の成績を収めた場合を基準として、希望があれば市ウェブサイトに掲載しております。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畠正昭議員。

○田畠議員 広報いわでの紙面にはスペースの制限があると思いますが、大会結果の詳細を掲載しているホームページのURLにアクセスできる二次元コードを広報紙に載せるといった工夫をすれば、紙面スペースの節約をしつつ、情報発信は続けられるのではないかでしょうか。こうしたデジタルと紙面の連携による情報周知の工夫について、市の見解をお聞かせください。

さらに、一方で、二次元コードは読み取れない、ネットは見られないという、ITリテラシーにたけていない高齢者の方もいらっしゃいます。そこで、例えば総合体育館の掲示板や、岩出市役所のデジタルサイネージなど、市民がよく目にする場所で大会結果を掲示するという手法はどうでしょうか。情報格差の観点からも、このような紙掲示による発信も大切ではないかと考えますが、市のご見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 田畠議員の再々質問にお答えいたします。

広報紙への二次元コードの掲載と、デジタルサイネージへの大会結果の掲示につきましては、担当部署と今後協議してまいります。

また、総合体育館での市民がよく目にする場所への大会結果の掲示につきましても、今後検討してまいります。

○玉田議長 これで、田畠正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畠正昭議員の一般質問を終わります。

通告4番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、投票率向上のための環境改善策を、です。

全国的に投票率は低下の一途をたどり、本市では増減はあるものの、県内の自治体と比べ、どの選挙でも投票率が低い状況にあります。令和7年2月に行われた市議会議員選挙では、過去最低の39.51%、6月に行われた県知事選挙、前回よりも1ポイント下がって28.94%、7月に行われた参議院選挙は、前回よりも8.05アップし、54.46%でした。

投票率向上の重要性は、投票率が低いと国民の声が政治に反映されにくくなるため、民主主義の基盤が弱まる危険性があります。政治への無関心や投票率の低下など、民主主義の根幹を揺るがす問題が顕在化している状況を変えるため、多様な取組が全国の自治体でも展開されております。岩出市でもさらなる対策が必要です。

そこで、まず市議選、知事選、参議院選挙での投票率、年代別について、お聞きをしたいと思います。

次に、選挙に行かない理由については、選挙にあまり関心がなく、自分が投票してもしなくとも世の中は変わらないなど、市民の中にも、また報道等でも耳にすることがあります。また、最近多くなってきているのは、市民の方から、投票に行きたいけど、投票に行くまでが大変になってきている。歩いていくのも困難になってきたなどのそうした高齢化が進むにつれ、多く聞かれるようになりました。

投票率を上げるための具体的な方法は、政治並びに選挙への関心を高める意識向上を図ること、投票所に行きやすい環境を整えることが必要です。他の自治体で取り組まれているところを調べると、先ほどもありましたが、商業施設のほかに、大学、高校、公的病院への移動式期日前投票所の開設や、投票日では、住民登録をしている区域に関係なく投票ができる共通投票所の開設、また期日前、あるいは投票日において、移動が困難な高齢者や障害者に対し、無料巡回バスの運行や乗り合いタクシーによる送迎、民間タクシーの交通費無償化、投票所の設備を備えた車での移動巡回、啓発活動では、高校生や大学生を期日前投票立会人として起用、また学生と選管、明るい選挙推進協議会の連携による若者の投票率向上プロジェクトの立ち上げ、写真をSNSで発信してもらえるよう、投票に行ってきましたの看板の設

置など、様々な取組事例がたくさんありました。どの自治体も投票率向上のために、独自の対策、環境改善に向け、対策を講じています。

そこで、岩出市では、現在どのような基準に基づき投票所を設置しているのか。投票率向上のための取組についてをお聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市來議員ご質問の投票率向上のための環境改善策を、についてお答えをいたします。

民主主義の根幹である選挙の投票率の向上は、非常に重要なものであることは言うまでもありません。市といたしましては、これまで選挙管理委員会が中心となって、投票率向上に向け取組を行ってきたところでありますが、残念ながら、無関心層への効果的な対策となっていましたと考へています。

しかしながら、本年7月に行われた参議院選挙では、投票率が前回を大きく上回っており、市民の政治への関心が徐々に高まりつつあるとも言えます。今後はこの流れを切らさぬよう、若者から高齢者まで全ての世代が投票に行くことができる、また行きたいと思える環境整備を進めてまいります。

ちなみに、平成8年の町長選挙の投票率67.6%、8年の町会議員の投票率は62%だったと思います。当時の人口が4万5,000人足らず4万4,000台、高齢化率が8.7%ということは、岩出市そのものが環境が大きく変化してきているというのも大きな原因やということあります。

当時、町会議員さんが22名、市來議員さんとは3名のメンバーがありました。今、残念ながら1名。環境の変化というのも大きな影響がありますが、できるだけ投票率向上に行政も努めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○玉田議長 行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員ご質問の1点目、市議選、知事選、参院選での投票率は、年代別についてお答えいたします。

年代別の投票率につきましては、議員への報告データとして、一部の投票所のみ集計したものとなります。令和7年6月執行の県知事選挙については、全体の投票率が28.94%のところ、10代は12.05%、20代は11.11%、30代は20.17%、40代は21.51%、50代は26.87%、60代は30.92%、70代以上は42.77%でした。

令和7年7月執行の参議院選挙については、全体の投票率が54.46%のところ、10代が39.13%、20代は37.14%、30代は50.0%、40代は44.93%、50代は61.4%、

60代は58.26%、70代以上は65.91%でした。

なお、令和7年2月執行の市議会議員選挙につきましては、県への報告が不要であるため、同様の投票率を集計したデータはございません。参考といたしまして、期日前投票における年代別投票率は、全体で12.93%であったところ、10代は6.75%、20代は5.76%、30代は7.63%、40代は10.06%、50代は12.27%、60代は17.24%、70代以上が19.78%となっております。

次に、2点目の現在どのような基準に基づき投票所を設置しているのか、についてお答えいたします。

投票場は期日前投票所が1か所、当日投票所が18か所で、それぞれの場所につきましては、投票所として使用できる公共施設や自治会施設があることを前提に、地域の有権者数や立地等を考慮して決定したものです。

次に、3点目の投票率向上のための取組は、についてお答えいたします。

選挙管理委員会では、これまで投票率向上のために各種啓発活動を行ってきたところです。街頭啓発やチラシ作成等、従来の啓発活動に加え、最近はウェブサイトやSNSの活用にも力を入れております。また、前回の県知事選挙から、投票立会人の募集について、年齢要件を撤廃したり、スマートフォンから応募ができるようしたりと、幅広い年代の有権者が選挙に関わる機会を増やす取組も進めております。

加えて、市長選挙、市議会議員選挙における選挙公報の導入についても、現在検討中であります。実現すれば、有権者の選挙に対する注目度がさらに高まるものと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 参考にしていただけたらと思っているんですが、今回、年代別の投票率について、参議院選挙と衆議院選挙の過去の分ですが、これは総務省が出している推移について出させていただいたんです。こうした結果を見ると、若年層のほうが当然低いような状況で、高齢者というか、大体年代的にも50代、60代が非常に多いという形にはなるんですが、国政選挙の出している分で見ても、いずれの選挙でも、ほかの年代と比べて若年層の投票率は低い水準にとどまっています。また、70代以上となっていますが、こちらも徐々に低下をしてきています。

ここには、実はもう一つの投票率の低い年齢セクターというのがあることを指摘する専門家がいました。80代以上では、さらに投票率が低くなるという傾向がある

ということです。こちらは70代以上にまとめられていますので、それ以上の調べがないんですが、そこには80代以上では、さらにまた投票率が減るということです。全体の投票率を向上させるためには、10代、20代の若年層、また、移動手段の制約や健康上の問題を抱えやすい80代以上の高齢者層の投票を促進する取組が、特に重要であると考えています。

先ほども参議院選挙では、若年層の投票率も上がった等々も含めまして言われておりますが、投票率を上げるためにには、さらに80代以上の高齢者の投票を促進する取組というのも重要であると考えます。

参政権保障の観点から、高齢者や障害者の投票機会を確保する必要があり、国は国政選挙において、循環バスやタクシー券配布など、投票所までの移動手段を提供する自治体の移動支援事業を全額補助をしています。また、希望する施設や自宅前で投票できる循環投票制度、移動期日前投票は、なりすまし投票を防ぎ、投票の秘密や自由意思の投票を確保する点でも有効だと考えます。

高齢者や障害者の事前の申込みで、自宅前で投票できる移動期日前投票も、国政選挙では経費を全額国庫負担することを明確にしております。

岩出市でも、投票率、もちろん投票の向上をするためには、政治への関心というのを大きく高める必要はありますが、しかし、投票に行きたい。しかし、行けない。体の問題で行けないといった方々にも対応していくことが必要だと考えますので、この点については、先ほども言ったタクシー券の配布など、また巡回の投票のできる制度などを活用して、投票できるような取組を岩出市でも求めたいと思いますが、その点についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員の再質問にお答えいたします。

移動式投票所や高齢者等へのタクシー補助についてですが、現在、いずれも現時点での導入予定はございませんが、他自治体での導入事例、それから最新情報を収集し、導入する場合の課題の洗い出しや解決方法を調査していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 調査するというふうにもおっしゃっていらっしゃるんですけど、これも始まってからなんんですけど、この間行われた参議院選挙でも、かなり多くの自治体

がこちらの制度を使いながら、タクシー券ですね、使ったり、移動の投票制度、巡回投票の制度を活用されているというところがあります。

岩出市でも、調査というよりも、実際に国政選挙であれば全額補助ということであれば、こうした取組をしっかりと取り組んでいくというような、明確にそういうことは言えませんか。どうでしょうか。その点についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

移動式投票所、こちらのほうは、本来の趣旨といたしましては、投票所を統廃合した一部山間地域に対応するためのものと認識しております。こちらの導入に関しましては、車両の購入や維持、システムの構築、関連費用、事務に従事する職員や投票立会人の確保、それから二重投票を防ぐための手だての構築、さらには運用方法などが大きな課題となってきます。

また、タクシー補助につきましては、身体障害者を対象とした福祉タクシーや押川・境谷地区の住民を対象としたタクシー券交付事業がございますが、選挙に限定した制度の導入に対しましては、種々の検討が必要であると考えておりますので、現在のところ導入の予定はございません。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目は、空き家、空き地、また休耕田の雑草等に対する適切な管理について質問を行いたいと思います。

人口減少社会を迎える、空き家だけでなく、空き地も今後増加することが見込まれ、空き家、空き地の増加が社会問題となる可能性があると懸念をされています。また、高齢化による休耕田などの増加も起こってきます。これと同時に、所有者不明の土地も増加すると見込まれ、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しも行われました。空き家についても対策や事業の取組を進めているところだと思います。雑草等に対する困り事は、土地の所有者不明だけでなく、所有者が遠方に住んでいる方や高齢化により雑草等の手入れができないなどの状況もあり、適切な管理ができず放置され、地域における衛生面や安全面の悪化が懸念される状況も生まれています。

市民の方からも要望の声が多数寄せられています。雑草や樹木等は、その土地の

所有者に管理責任が生じます。そのため原則として、所有者以外の人が剪定や伐採をすることはできません。他人の土地に生えている雑草を無断で抜くことは、土地の所有者の権利を侵害する行為に当たり、民法では、他人の土地に無断で行動を起こすことは不法行為として扱われることがあるため、雑草を勝手に抜くことは違法となります。土地の所有者または管理者の方が除草や剪定を行い、適切に管理していただかないと、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。

そこで、市内には、所有者によって管理されず、周辺の住環境に悪影響を与えている空き家や空き地、また休耕田などが多いと思いますが、市民や自治会の方からの相談があった件数について、直近3年間の件数をお聞きをいたします。

2つ目は、岩出市空き地の雑草等の除去に関する条例があります。雑草等除去勧告、雑草等除去命令を行うのですが、対策を講じた件数とその対応方法について、また休耕田などの対策、対応についても答弁を求める。

3つ目は、条例には雑草等除去委託申請書があります。雑草の除去委託制度の概要と直近3年間の活用実績についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求める。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市來議員ご質問の空き地などの雑草等に対する適切な管理についてお答えします。

1点目の直近3年間の相談件数につきましては、令和4年度79件、令和5年度77件、令和6年度86件です。

2点目の対策を講じた件数につきましては、相談件数全てに対応しており、令和4年度79件、令和5年度77件、令和6年度86件です。

また、その対応方法につきましては、まず市民からの要望を受け付けし、次に要望のあった空き地の管理状態を現地で確認し、適正に管理されていなければ土地の所有者を調査し、指導、助言もしくは文書による勧告を実施し、それでも管理がされていなければ措置命令を実施しています。

3点目の雑草の除去、委託制度の概要につきましては、空き地の所有者等は、自ら雑草等が繁茂したまま放置されている状態を除去することができないときは、市に委託することができ、委託について必要な経費は所有者の負担とし、市に納入するというものです。

また、直近3年間の活用実績につきましては、令和4年度25件、令和5年度19件、令和6年度18件となっています。

○玉田議長 農業委員会事務局長。

○西上農業行政委員会事務局長 市來議員ご質問の2番目、空き家・空き地などの雑草等に対する適切な管理について、にお答えいたします。

農業委員会では、雑草の繁茂等で周辺に悪影響を与えていた農地については、農地法に基づき土地所有者宛てに耕作の再開や農地の貸借を呼びかけることにより、耕作放棄地の解消を目指し、農地の農業上の適正かつ効率的な利用の確保に取り組んでいます。

1点目、直近3年間の相談件数は、についてですが、令和4年度は16件、令和5年度は27件、令和6年度は22件となっております。

次に2点目、対策を講じた件数とその対応方法は、についてですが、件数は相談件数と同じとなっております。対応方法は、依頼や相談を受けた後に事務局で現地確認を行い、所有者宛てに通知文を発送し、適正な管理を促しております。その後の状況については、農地利用最適化推進委員とともにパトロール等を実施し、注視しております。なお、近隣農地の営農に支障がある場合には、行政代執行も実施が可能なことから、今後については、通知の際も、所有者が雑草を繁茂させてはいけないという抑止効果が上がるよう実施してまいります。

次に3点目、雑草の除去委託制度はありません。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 相談件数と市が対応しているという件数は、ほぼ同じだと思うんですが、その中で、すぐに対応していただけるケースとなかなか除去に至らないケースというのはあると思うんです。市としては、ちゃんと対応してくださいねと市民には、多分所有者の方に促していますということは、この件数だと思うんですね。

ところが、実際やってくれるかどうかというのは所有者の問題になります。そこで、しっかりとやっていただけている場合と、委託される場合もあると思うんですけど、やっていただかなかつた場合、その場合はどのように対応していますか。

いろんな状況から、勧告等々もやっていただいているんですが、それでもなおかつやらない場合の対策というのは、どのようにやっておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

この委託制度、休耕田の場合も、委託制度は関係ないという形になると思うんですが、その場合、休耕田の場合も、除去に至らない場合に対する対応策はやっているのかという点をどのようにされているのかというのをお聞かせください。

実は、業者を探すに当たっても、高齢化など、どこに委託をしたらいいのか、市にもちろん委託をしてくれたらいいよということなんですが、実際には自分で探そうとされる方もいらっしゃいます。その場合、どの業者を使ったらいいのかというのが分からぬことが多いこともあるんですが、そうした業者を探す場合に困らないように、市の業者を、言うたらお知らせするなり、こうしたことの考え方というのはあるのか、やっているのかについて、お答えください。

あとは時期、例えば市民が言ってくる時期というのは、多分、今の暑い時期に向けて相談件数が増えてくると思います。やっていただく方には、夏の暑いときに、そういう通知が来られて、当然やらなきやならないのは分かっているけども、暑い中やるのが大変だというふうな声を聞いたことがあるんです。やっぱり繁茂するということは、ただ時期的には、6月、4月ぐらいの時点から始まつてくると思うんで、早い時期から管理をしていただくということが大事だと思うんです、土地の持ち主には。こうした形では、しっかりと啓発活動を行うということが重要だと考えますが、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市來議員の再質問にお答えします。

まず1点目、解決に至っていない対応についてということでございます。まず、対応されていない部分に対する対応は、については、解決に至っていない件につきましては、指導、助言や文書による勧告、措置命令を行つても反応のない土地、所有者であり、市といたしましても、電話連絡や自宅訪問するなど、対応を行い、空き地の現状を土地所有者に伝えることが重要であると考えていますので、引き続き粘り強く取り組んでいるところでございます。

雑草時期に対する時期等につきましても、4月から6月、秋、夏の初めについて相談件数があり、そのときに通知を行い、そのときに対しても年間を通じて、土地所有者に対しては管理するように、文書の中にも、啓発、周知しているところでございます。また、年間の定期的な管理という部分についても行つていけるように伝えているところでございます。

すみません。あと管理施策でも事業所と業者が分からぬという部分につきましては、電話等で問合せがあった場合に、複数の業者を紹介させていただいたりしてございます。

○玉田議長 農業委員会事務局長。

○西上農業行政委員会事務局長 市來議員からの再質問にお答えいたします。

休耕田で、通知後、所有者が対応困難な場合はどうしているのかというところで
すが、所有者から依頼があれば、シルバー人材センターや岩出市内の草刈り業者を
案内して実施してもらうように促しております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 問合せがあったら、業者のこと 등을伝えているというふうにおっしゃって
るんだけど、それって問合せがないとできないものなのかなというふうに思うんで
す。言うたら、自分でできない、どこに業者に委託したらいいか分からへんという
場合ってあると思うんですけど、すぐに対応できるようにしようと思ったら、市内
の業者というのを一覧表とかあれば分かりやすいなと思うんやけど、その辺について、
言うたら、すぐにお知らせする中身に入れておくとかということについてはできませんか。

今、問合せがあったら言うてますという話だったんで、最初からそれやってくれたらええんちゃうんと思ったんですけど、どうでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市來議員、再々質問にお答えします。

問合せがあれば紹介しているというところで、一覧表等にもということですが、
そもそも通知の際に、雑草の委託制度については周知しているところでございます。
その中で、自主的な対応がそもそも第一というふうに、重要であると考えておりますので、問合せ等があればお答えしているというところで、まずは最初には、委託
制度の概要、それについては周知してございます。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 防災対策（福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定）について質問
を行います。

近年、日本では大規模な台風や豪雨、地震などの災害が毎年のように発生し、こ
れまでの想定を超える被害が続いています。日本の災害対応は、多くの犠牲と困難
の経験の上に成り立っています。福祉避難所や要配慮者支援に関しても、過去の大
規模災害から得られた教訓が、制度改正や対策の見直しにつながってきました。

東日本大震災では、多くの要配慮者が一般の避難所での生活に困難を來し、福祉避難所の必要性が改めて認識されました。しかし、実際に開設された福祉避難所でも様々な問題点が浮き彫りとなり、この経験は、平成25年の災害対策基本法改正につながり、指定避難所や基準明確化や市町村による指定の義務化などが盛り込まれました。

平成28年の熊本地震では、障害のある子供たちが指定避難所に行けず、家族が車中泊を余儀なくされたり、インフラが整わない中で、在宅避難を続けたりするケースがありました。熊本市では、特別支援学校を災害時に福祉避難所として活用し、在校生や地域の障害児とその家族が直接避難できる協定を結ぶといった動きが見られました。

平成元年の台風第19号では、広範囲での浸水被害により、高齢者施設などからの避難が課題となり、避難情報の伝達方法や避難誘導の在り方が問われました。この災害を受けて、令和3年に災害対策基本法等が改正されました。避難情報の一本化、避難勧告の廃止、避難指示への統一、市町村による個別避難計画作成の努力義務、福祉避難所の対象者を特定して公示できる制度の創設などが盛り込まれました。

さらに、令和6年能登半島地震では、高齢化が進む地域での被害が甚大となり、避難所の環境改善、在宅避難者や車中泊避難者への支援の必要性、継続的な生活再建支援の重要性が浮き彫りとなり、国の防災基本計画には、災害応急対策における福祉的な支援の必要性が明記され、避難所以外の避難所への支援体制強化などが盛り込まれた法改正が5月に行われております。

大規模自然災害において、高齢者や障害のある方など、特別な配慮を必要とする方々への支援は喫緊の課題です。一般の避難所での生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所の重要性が増す一方で、その実効性には依然として大きな不安が指摘されています。

今後の防災・減災対策について、福祉避難所の確保と運営方針、課題に対する理解を深め、備えるために質問を行います。

先ほども述べたとおり、災害対策基本法が令和3年に改正され、福祉避難所の確保・運営ガイドラインを改定しています。現状の計画はどのようにになっているのかお聞きします。

まず1つ目は、指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示はどうかについてです。受入れを想定しない被災者が避難してくる懸念に対し、指定福祉避難所の指定促進を図る。指定避難所について、指定福祉避難所を指定して、一般避難所と

分けて指定し、公示する。このような形になっておりますが、現状はどうでしょうか。

2つ目は、指定福祉避難所への直接の避難の促進です。要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する。これについてもどのような計画になっていきますでしょうか。

3点目は、避難所での感染症・熱中症・衛生環境対策、感染症や熱中症対策について、保健・医療の分野でどのように今現在なっておりますでしょうか。

4点目は、緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化について答弁を求めます。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員のご質問、防災対策（福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定）の1点目、指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示についてお答えいたします。

指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示については、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインが令和3年5月に改定されたことにより、令和3年8月26日付で総合保健福祉センター及び地区公民館7か所の計8か所について、要配慮者、身体障害者等を受入対象者として公示しております。

2点目、指定福祉避難所への直接の避難の促進についてお答えします。

障害のある人等の要配慮者につきまして、発災した場合、近くの避難所へ避難していただき、命を守る行動を取っていただくことが基本と考えますが、岩出市防災マニュアルにも記載している各福祉避難所への直接の避難も可能しております。

取決めでは、避難所において一般の避難者の方と生活空間を隔離したスペースを確保することになります。多くの方が避難してくる中には、多様な配慮を必要とする方々が少なからずいらっしゃることを避難者の皆様にお知らせし、ご理解をいただけるよう、避難所運営の広報に努めてまいります。

次に3点目、避難所の感染症・熱中症・衛生環境対策についてお答えします。

大規模災害時、多くの避難者が避難所に押し寄せるこにより、体育館等が避難者で過密状態となります。衛生環境の悪化による熱中症や感染症リスクが高くなるなどしますが、マスクの着用のお願い、手指消毒液の配置、段ボールパーテーションの配置による一定の空間の確保、大型扇風機による換気、レンタル業者との協定によるスポットクーラー等での温度調整などを行い、対応してまいります。また、

避難所での暑さ対策を含めた健康管理は重要な課題であります。那賀医師会等との連携を密にし、避難所巡回等による健康状態の把握を行うなど、避難生活の改善に努めてまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の3番目のご質問の2点目と4点目についてお答えいたします。

まず2点目、指定福祉避難所への直接の避難の促進は、についてですが、市では在宅で生活する要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の各所持者、それから指定難病、特定疾患等の方などの避難行動要支援者について、個別避難計画の作成を進めております。

個別避難計画とは、自力で避難することが困難である方や、何らかの支援が必要である方が、災害発生時、誰が支援し、どこに避難するのか、また避難について必要な支援など、あらかじめ計画に決めておくものです。

令和7年8月末時点で、避難支援者等関係者への名簿情報の提供に同意している方377人のうち312人の計画は作成済みです。避難先については、個別避難計画作成の際に、指定福祉避難所への直接避難も含め、どこに避難をするのかを本人の希望優先し、確認しています。まずは最寄りの避難所へ家族とともに避難される方が大半ですが、医療的ケアが必要な場合など、指定福祉避難所への避難が難しい方については、日頃から利用している施設に直接避難できるよう調整を行っているところです。

続いて4点目、緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化は、についてですが、ここで言う機能強化は、社会福祉法人等の指定福祉避難所における防災機能の強化に係る施設整備に対しまして、市が単独で補助する場合、活用できるというものです。

高齢者福祉施設等の防災・減災対策推進につきましては、活用可能な国の施設整備交付金が別にありまして、補助額内であれば、施設の持ち出しがない事業もあるため、緊急防災・減災事業債を活用した機能強化に係る相談は現在のところございません。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今回質問を取り上げたのは、市民の方からの相談が寄せられた件です。

化学物質過敏症の患者さん、災害が発生し、避難をするにしても、化学物質過敏症

の場合は、一般の方の避難とは全く違ってくること、自治体が準備してくれる一般的な避難所には行けないということでした。一般の支援物資も使えない、食べられない、物資受け取りの列にも混んでいる場合などは並ぶことが困難、一般の方にとつては何ともないレベルの超微量の化学物質によって体調が悪くなってしまう病気だからです。

熊本地震でも、災害時は、家屋が壊れても集合避難場所に行くことはできず、支給される支援物資に対しても症状が出てしまい、衣食住全ての分野で生活維持が非常に困難になったなどのお話をありました。そこで、岩出市の防災対策って一体どうなっているんですかとの不安の声だったんです。

今聞いた中で、今現在、岩出市の避難行動要支援制度などなどは、取りあえず在宅でいらっしゃる方や介護を受けておられる方はもちろんのこと、手帳を持っておられる方など、そういった方が多いかと思います。災害時に自力で避難することが困難な市民が対象となっておりますが、自力で避難や移動ができるが、病気や障害などによって一般の避難所生活が困難な要配慮者、この方たちにどうするかということを考えていただきたいと思います。

まずは1つは、登録制度、言うたら、自力では行けるけども、そこに入れないとといった形を知っていただきたいという意味では、登録制度の考えはないかということです。

また、化学物質過敏症に対応できる避難所としても、福祉避難所の中に位置づけるべきだと考えますが、その点についての市の対応もお伺いをしたいと思います。以上です。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

化学物質過敏症の人など、一般の避難所に避難できない方がおられて、それについて登録制度とかの考えがないのかと、市として受入施設を整備できるのかというような質問だったと思うんですけども、市としての受入施設となると、例えば福祉避難所となる総合保健福祉センターや公民館の1室を確保するなどの対応が考えられますが、発災直後は多数の避難者による混乱が予想されるため、個別の案件については、できる範囲での対応となります。

そのために、現時点においては、具体的な対策を提示するのはちょっと難しいと考えますが、まずはどのような対策が有効であるか、当事者の方々のご意見もお伺

いしながら、登録制度とか、受入体制ができないかというようなことを関係部局と連携の上、調査研究したいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 当事者から話を聞いていくことだったんですが、1点、宮城県の名取市では、化学物質過敏症向けの避難所が位置づけられています。これはやっぱり何度も何度も当事者と話合いを重ねながら、実現を可能にしたという形なんです。人への支援を進めるためには、まず病気や障害、アレルギー患者などの必要な配慮や設備について、当事者とのやり取りをしながら、災害に備える、防災計画を立てることが大変重要だと考えます。

このやり取りで、自助や共助の範囲、個別に備蓄が必要なものも、本人たちにとっても再確認をしやすいということがあります。そうした意味で、しっかりと知ることというのが重要ですんで、情報をつかむためにも、登録制度と併せて、本人さんと話を進めていっていただきたいと思っていますんで、その点について再度確認のために、もう一度答弁をお願いします。

例えば、今現在、独自の避難所が位置づけられない場合、県内に1か所だけでもいいんですよ。というのは、こうした施設があるということを熊本県ではそういった施設があるんですが、こうした形で、避難が全くどこにもできないという状況があるのでなく、行きたいけど行けないと、言うたら避難できない状況なんですね。こうした意味では、県にこうした市民がいらっしゃるということをしっかりと言っていただいた上で、県としても対策を講じられないのかということを声を上げてほしいんですが、その点について、最後お聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の再々質問についてお答えいたします。

まずは、どのような対策が有効であるか、当事者の方々にご意見をお伺いすることが一番だと考えております。その上で、市では難しいということになりますと、県ということ、市來議員もおっしゃっていただいたんですけども、県の障害福祉の担当者にお話をしたところ、現在のところは、化学物質過敏症の方々についての避難所の整備の予定は、現在のところはないとのことです。

でも、当事者のご意見をよくお伺いした上で、必要であれば必要に応じて、県へ要望してまいります。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩

(12時01分)

再開

(13時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式でお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳。ただいまより議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1つ目は、不登校児童生徒の増加の現状と取組についてです。

近年、全国的に不登校児童生徒が増加しております。文部科学省の調査によりますと、令和5年度不登校児童生徒数は過去最多となりました。不登校は特別な子供だけに起こるものではありません。誰にでも起こり得ることがあり、家庭に大きな不安をもたらし、将来の進路や社会参加にも影響する可能性があると指摘されています。

教育は全ての子供にひとしく保障された権利です。子供たち一人一人が安心して学び、成長できる環境を整えることは、私たち大人が担うべき役割であり、何より子供たちは社会の宝であります。その未来を守り育てていくことは、地域全体の責務であり、当たり前の責任ではないでしょうか。

そのためには、学校だけに任せのではなく、各家庭や地域、市の行政、そして専門機関がしっかりと連携しなければなりません。また、この現代社会において、学校以外にも安心して過ごせる居場所を整えていくことが必要と考えます。それは子供の孤立を防ぎ、自己肯定感を育んで、健やかな成長へつながるものと考えております。

それでは、以上を踏まえ質問へ入らせていただきます。

1、不登校の定義と不登校児童生徒の現状、人数、割合、推移をお答えください。

2番目、不登校児童生徒への対応、不登校は様々な理由があり、個別な対応が必要と考えます。対応のほうはどう行っているのか。

3、国や県の方針を踏まえ、市独自の取組はあるのか。

4、不登校児童生徒に対する安心して過ごせる居場所づくりや、学習支援の現状

と課題は何か。

以上 4 点の質問について、答弁をお願いいたします。

○玉田議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員、1 番目のご質問、不登校児童生徒の増加の現状と取組についてお答えいたします。

まず、不登校の定義ですが、年度間に連續または継続して 30 日以上欠席した者の中、病気、経済的理由、その他を除いた何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることを言います。

1 点目の不登校児童生徒の現状、人数、割合、推移につきまして、過去 3 年間の推移で、小中学校別でお答えいたしますと、小学校不登校児童数は、令和 4 年度 66 人、令和 5 年度 98 人、令和 6 年度 73 人です。割合は、児童 1,000 人当たりの人数で換算いたしますと、令和 4 年度 22.6 人、令和 5 年度 33.9 人、令和 6 年度 25.6 人で、いずれの年度も全国平均よりも高い数値で推移しております。コロナ前の令和元年は 27 人で、1,000 人当たり 8.9 人でした。

続いて、中学校不登校生徒は、令和 4 年度 83 人、令和 5 年度 87 人、令和 6 年度 110 人で、割合は生徒 1,000 人当たり、令和 4 年度 61.9 人、令和 5 年度 64.0 人、令和 6 年度 81.4 人で、こちらも全国平均よりも高い数値で推移しております。コロナ前の令和元年度は 43 人で、1,000 人当たり 29.7 人でした。

2 点目の不登校児童生徒への対応についてですが、各学校においては、家庭と電話連絡や家庭訪問を定期的に行い、児童生徒の現況確認や学習課題の受け渡しなどを行っております。校内では、校務分掌に不登校対策委員会を設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも交えて、一人一人のケースについて、ケース会議を持って対応を協議しております。

3 点目の国や県の方針を踏まえ、市独自の取組は、につきまして、国においては、不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期にわたって影響を及ぼすとの指摘もあり、令和 5 年 3 月に策定した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）を推進しております。

県においては、累計 5 日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シートや不登校対応基本マニュアルの作成、不登校支援員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による不登校傾向にある児童生徒への早期対応に努

めるようにしております。

本市におきましては、先ほど述べましたような、国や県の事業を活用しながら、教育支援センター「フレンド」の運営と常勤・非常勤の学習指導員、それから学習補助員、小学校 1 校に配置の校内教育支援センター支援員の計 5 名を雇用しております。

4 点目の不登校児童生徒に対する居場所づくりや学習支援の現状と課題は、につきまして、居場所づくりと学習支援では、登校はできるものの、教室に入ることができない児童生徒に対して、校内に教育支援センターを設け、学習支援やスクールカウンセラーなどと連携した相談支援などを行う校内教育支援センター支援員や不登校支援員を配置しております。

不登校の兆候が見られる児童または不登校から学校に復帰する段階にある児童に対し、個々の不安な気持ちを取り除き、教室に入れるよう支援をしております。

また、学校に登校することが困難な児童生徒に対しては、岩出市立駅前ライブラリー 2 階に岩出市教育支援センター「フレンド」を設け、教員免許を持った指導員を常駐させ、学習支援や相談支援を行うことはもとより、昨年 10 月からは学校と同じリズムで生活できるよう、学校給食の提供を始めるなど、より登校につなげられるよう取組を行っています。

一方で、閉じ籠もりがちな児童生徒もあり、教育支援センターを十分に活用できていない課題もあります。自宅に籠もりがちな児童生徒には、訪問支援員がその家庭を定期的に訪問し、学習支援や心のケア等の支援を行っております。

全ての児童生徒が、一人一人に応じた最適な学びの場を確保することは大切であると考えております。不登校対策について最も大切なことは、学級づくりや事業改善によって不登校を生まない学校づくりに取り組むこと、そして子供のささいな変化を見逃さないことや、家庭との連携を深め、不登校の兆しを早期に把握し、スクールカウンセラー等の専門スタッフと一緒にになって、対応を進めていくことが必要です。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の 1 番目の 4 点目、不登校児童生徒に対する居場所づくりについてですが、市が把握している民間の不登校の児童生徒に対する居場所は市内に 2 か所あります。まず、1 か所目は「からふる～みんなの居場所」でございます。桜台地区公民館や岩出市総合保健福祉センター等で、月 2 回程度活動されており、不登校経験者の保護者の方が実施されています。2 か所目は「くら

す」という不登校カフェです。市内の古民家で月1回から2回活動されており、たいようファミリークリニックの小児科医が実施されております。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 先ほどの答弁を踏まえて、多様な取組を進める中、増加傾向にある不登校児童生徒の中には、まだ相談、指導を受けていない児童生徒も存在するとお聞きしております。このような児童生徒に対しては、どのような対応を行っているのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

各小中学校での累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シートの活用により、毎月、教育委員会にこのシートが提出されます。このシートを基に、相談指導を受けていない児童生徒を把握し、支援に結びつける指導を令和6年度に実施強化いたしました。

その結果、令和5年度には94人いた相談指導を受けていない児童生徒は、令和6年度末では11人と減少しております。今後も、各学校、関係機関と連携しながら、不登校児童生徒の減少に向け、粘り強く取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

災害時における要配慮者への支援と防災啓発の取組についてです。

災害時には、誰一人取り残さない支援体制を整えることが最も重要であり、特に高齢者や障害のある方、乳幼児や妊産婦など、いわゆる要配慮者への支援は命を守る上で、平常時からの計画づくりや避難所運営の備えが欠かせません。また、医療的ケアや生活支援を必要とする方々への対応も含め、事前の準備が十分であるかどうかが、災害時の安全確保や適切な行動に直結すると考えます。

さらに、市民一人一人が災害時に適切な行動を取れるよう、防災啓発を充実させることも極めて重要であり、日頃からの理解や訓練があって初めて素早く安全な避

難行動につながると考えます。

重要施策の一文にもあります、逃げ遅れる人を出さない岩出市の実現には、家庭や地域、行政、そして専門機関が連携して、万全な支援体制を構築することが必要ではないでしょうか。

以上を踏まえまして、質問に入らせていただきます。

1、高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦など配慮が必要となる要配慮者の現状は。

2番目、要配慮者への支援計画において、要配慮者の人数、そして福祉避難所の受入可能人数、この2つを照らし合わせ、避難所の確保は十分か。

3、要配慮者への支援における情報伝達、避難体制の課題と今後の方向性は。

4、市民が災害時の行動を理解できる啓発や子供への指導は十分に行われているのか。

4点の質間に答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の2番目の質問の1点目から3点目についてお答えいたします。

まず1点目、要配慮者の現状は、につきましては、先ほど牛田議員のほうからもございましたが、要配慮者とは、災害対策基本法に、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者と定義されております。

本市では、要配慮者のうち、特に在宅で生活する要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の各所持者、指定難病、特定疾患等の方などを避難行動要支援者と定め、名簿を作成しております。

令和7年8月末時点の名簿登載者は1,803人となっております。

次に、2点目の要配慮者への支援計画における避難所の確保は十分か、についてでございますが、本市におきましては、災害時に支援が必要とされる避難行動要支援者のうち、特に自力で避難が困難な方を対象として、個別避難計画の作成を進めているところです。

令和7年8月末現在、個別避難計画の作成に同意している避難行動要支援者は377名となっております。これに対して本市が現在指定または協定を締結している福祉避難所の受入可能人数は335名であり、必要とされる全ての方を受け入れる体制は、現時点においては確保できているとは言えない状況でございます。

また、医療的ケアを必要とされる方や重度の障害のある方への対応につきましては、受入施設ごとに対応力に差があることも課題として認識しているところです。

市といたしましては、福祉避難所の受入体制の拡充と機能強化に向け、関係機関と連携を図りながら、引き続き迅速かつ着実に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて3点目、要配慮者への支援における情報伝達や避難体制の課題と、今後の方向性は、についてでございますが、情報伝達としましては、災害時の避難情報等は、行政無線、メール配信、LINEなどで、ただし聴覚障害の方については、LINEまたはファクスのいずれか希望する方法で伝達することとしております。

避難体制としましては、避難情報が発令され、自宅にいることが危険な場合、個別避難計画を作成している避難行動要支援者については、あらかじめ決めている避難支援者と避難所へ避難することとなります。課題といたしましては、個別避難計画を作成する中で、近所付き合いがなく、災害時の避難支援者がいないという方や、医療的ケアが必要な方など、個別の避難先の調整が非常に困難なケースがあるということでございます。

今後の方向性といたしましては、個別避難計画の作成が避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を大幅に高めるものと考えておりますので、まずは個別避難計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。また、作成に当たっては、特に避難支援者がいないという方については、引き続き民生委員などの地域の方や、福祉専門職などの関係者と連携を図りながら、計画作成を進めてまいります。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員のご質問の4点目、市民が災害時の行動を理解できる啓発や子供への指導が十分に行われているか、についてお答えいたします。

市では、災害時の逃げ遅れ者を出さないための取組として、地震発生時の行動等を記載した防災関連の啓発チラシを令和6年9月と令和7年8月に全戸配布しております。また、広報紙に災害の備えとして、啓発記事を5か月、10月号から2月号になりますが、にわたり掲載予定しております。地域防災訓練においても、区自治会、自主防災組織等への参加団体へ隣近所の安否確認をお願いしてきました。さらに地域へ出向いての啓発にも力を入れております。

子供への指導については、地域防災訓練に合わせて、市内各小中学校、保育所、幼稚園を対象に、那賀消防組合の協力の下、避難訓練を実施しております。加えて、市内中学校では3年生を対象とした防災訓練、応急・救護講話、初期消火等を実施

しております。

また、災害が起きたときに、家族が一緒にいるとは限りません。いざというときに備え、事前に家族会議を開き、緊急に避難する場所や避難経路を確認することや家族で情報を共有しておくなど、お願いしたいと思います。引き続き防災啓発に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 それでは、避難所の備蓄状況についてです。避難所での備蓄食糧、乳児用の粉ミルク、液体ミルクは足りているのか。また、生活用品の備蓄や授乳スペースの設置予定はあるのか、お答えいただきたいです。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員の再質問にお答えさせていただきます。

市では、現在、約3万4,000食相当分の備蓄食糧を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。巨大地震等が発生した場合の避難者数が約1,300人と想定しており、1日3食の計算で日に3,900食が必要となります。避難者が徐々に増加することを踏まえると、実質3日分程度の備蓄と見込んでおります。

具体的な備蓄品といたしましては、お湯または水を注ぐだけで食べれるアルファ米を中心に、クラッカー、乾パン、フリーズドライのスープ、野菜ジュース等があります。また、乳幼児用の粉ミルク、液体ミルクを哺乳瓶とともに整備しているほか、食物アレルギーをお持ちの方への配慮として、特定原材料28品目不使用のアルファ米、米粉パン、ライスクッキー、アレルギー対応の乳幼児用の粉ミルクについても備蓄しております。なお、生理用ナプキンについては1万5,680枚を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。

次に、避難所での授乳スペースにつきましては、落ち着いて授乳ができ、乳幼児の危険となる障害物がないような環境として、専用スペースの確保を行い、対応することとなります。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 先ほど支援計画を立てている要配慮者の、そして医療的ケアや重度の障害者の福祉避難所の受け入れについて、十分確保できている状況にないと答弁いただきました。

災害はいつ起るのか分からないです。今後どのように福祉避難所の受入数を確保、そして拡大していくつもりなのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えします。

どのように福祉避難所の受入人数を確保していくつもりなのかということでございますが、福祉避難所の受入体制の強化に向けましては、まず既存の施設との協定締結の拡充を図ることが重要であると認識しております。このため本市では、現在、未協定の福祉施設等に対して、協定締結の働きかけを継続的に行っているところです。あわせて、既に協定を締結している施設に対しても、受入可能人数の見直しや増員の可能性について協議を進めることで、受入枠の拡大に努めてまいります。また、医療的ケアや重度障害をお持ちの方を対象とした専門的支援が可能な避難所の確保についても、医療・福祉関係機関との連携を強化し、対応力の底上げを図ってまいります。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

通告6番、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、環境を守るまちについて、自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入について、この2つの視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この2点は市民の方々と意見交換や相談を受けた際に出た話であり、市民の方々が、日々の暮らしの中であらゆる情報を得て、よりよく生活を進めるために改善策を模索した訴えであります。今期も、私の一般質問は全て市民の声であり、市長、行政に聞いていただき、これらの施策、対策、支援に積極的に取り組み、住んでよかったですと思える安心・安全なまちづくりの発展に努めていただきたいとの訴えが、今期も私の一般質問であります。これまでの一般質問のほとんども、市民からの不安、指摘、疑問、またこれをやりたい、こうしてほしいといった声を市政に届けることで、一般質問において現状を把握し、きめ細やかな考察から提案することで、今後の改善の取組につながり、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考え

ますので、この2点に関して、誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、環境を守るまちについて、2点お伺いします。

まず初めに、環境を守るまちとは、低炭素化循環型社会、生物多様性の保存、きれいな水、大気を維持するなど、環境価値を高める取組を通じて、持続可能な魅力あるまちを形づくる都市であります。本市でも、第3次岩出市実施計画令和7年度版でも、環境を守るまちとして、目標施策を上げられています。

1つ目は、クリーン缶トリー運動、自然を愛する心とマナーの向上を図るため、市民と行政が一体となって、ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくりを推進し、環境美化への認識を深めるとともに、愛着の持てるふるさとづくりに貢献している運動であります。

2つ目は、環境美化啓発事業、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見のための環境パトロールを実施している事業であります。

3つ目は、ごみ減量化対策事業、家庭からの排出される生ごみの自己処理を推進するため、生ごみ処理機や電動式生ごみ処理機の購入補助や区自治会で行われる集団資源ごみ回収に対し奨励金を交付するなど、ごみ減量化と再資源化の促進を支援する事業であります。

4つ目は、ごみ分別収集推進事業、ごみの資源化や目的に分別収集を行っています。リサイクルの推進を図り、循環型社会の構築を目指す事業であります。

5つ目は、リサイクル工房事業、クリーンセンターに持ち込まれた家具類や、自転車、また引取手のない放置自転車のうち、再利用可能なものについては、工房内で簡易な補修を行い、展示販売により希望者に提供し、粗大ごみ排出の抑制と再利用の推進を取り組む事業であります。

6つ目は、ふれあい収集事業、高齢化が進む中、集積地へのごみの持ち出しが困難な高齢者や障害のある人に対し、収集作業員が戸別訪問するふれあい収集による回収支援を実施する事業など、様々な運動や事業を実施計画として、市民とともに計画されています。

そんな環境面、衛生面で、4月末頃、意見交換している中で、クリーンセンターの設備のことで話をいただきました。内容としましては、市民の方がクリーンセンターに幹回りの大きい剪定枝や木材を持ち込んだ際、可燃粗大ごみ破碎機が故障しているので制限があったそうで、内容を職員に聞いたところ、備品が遅れており、海外部品なので、年末ぐらいまでかかるそうだと聞かされたそうです。その方いわく、廃材の選定は手間がかかるし、年末までとなると、次に持ち込むにも半年以上

かかり大変だとおっしゃっていました。

海外部品の交換の手間と、半年以上のサービス低下、また事業者は他のところに持ち込んでいただいていると聞いております。これらを踏まえて、本市として改善が必要と考えますが、2点質問させていただきます。

1点目として、クリーンセンターの設備の現状について、正確にお答えください。

2点目は、このことでクリーンセンターに対する問合せ、クレーム、苦情等の有無についてお答えください。

この2点について答弁願います。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員ご質問の1番目、環境を守るまちについてお答えします。

まず1点目のクリーンセンターの設備の現状につきましては、可燃粗大ごみ破碎機が4月16日から故障しており、市民の皆様にはご迷惑をおかけしました。

可燃粗大ごみ破碎機は、海外製品のため、故障部品の製造に時間をしており、現時点では令和8年2月の納品、同3月に修理完了予定です。

2点目のクリーンセンターに対する問合せやクレーム等の有無につきましては、可燃粗大ごみ破碎機の故障が発生した当初、幹周りの大きい剪定枝や木材の搬入を制限したこともあり、多少問合せがありましたが、現在は一般家庭ごみから排出される粗大ごみの全てを引き受けていますので、特に問合せや苦情はございません。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問をさせていただきます。

答弁で、可燃粗大ごみ破碎機は、海外製品のため、故障部品の製造に時間を要しており、現時点では令和8年2月の納品、同3月に修理完成予定と答弁がありました。もし同じように故障した場合も1年ぐらいかかるとしたら、事業者の方々にも大きな負担になると思いますし、現在、クリーンセンター基幹的設備改良事業中で、1炉運転の影響も懸念されるところであります。

これらで、また本市のホームページにて、破碎機故障中のため、一般家庭からの量の搬入は、1日に月3枚までとお知らせがあり、情報を知らない市民にとって混乱を生じると思います。

これらを踏まえ、再発防止に対する市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

再発防止に対する市の取組といたしまして、まず可燃粗大ごみ破碎機につきましては、破碎機の刃の交換時期が遅れたことにより、歯が丸いままの使用であったため、油圧ポンプに負荷がかかり故障したものです。

今後は、可燃粗大ごみ破碎機の刃の交換を計画的に実施することにより、再発防止に努めてまいります。また、現状についても情報を知らないという部分についても、周知啓発のほうに努めていきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に自転車の交通反則通知制度（青切符）の導入について、2点お伺いします。

警察庁交通局の資料を参考に、今回、自転車の交通反則通知制度とは、2026年、令和8年4月1日から施行される制度で、16歳以上の自転車利用者が、信号無視や一時不停止などの交通違反をした際、反則金を納付すれば刑事罰が課されない青切符による処理が行われる制度です。青切符とは、交通違反をした際に警察官が交付する交通反則切符のことです。

これまででは自動車やバイクが対象でしたが、危険な自転車運転にも適用されるようになります。これにより、これまで刑事罰の対象となっていた比較的軽微な違反行為が、行政罰である反則金に移行することになります。ただし、飲酒運転など、悪質な違反はこれまでどおり、刑事罰の対象となります。

対象になる違反項目は113項目もあり、主な違反の反則金は、携帯電話使用等反則金1万2,000円、信号無視（赤色等）反則金6,000円、交通区分違反（車道の右側通行、歩道通行等）反則金6,000円、無灯火反則金5,000円、イヤホンの使用（必要な音が聞こえないなどの場合）反則金5,000円、傘差し運転反則金5,000円、2人乗り反則金3,000円、遮断踏切立入反則金7,000円、一時不停止反則金5,000円などなど、現在ネットや情報番組で、この制度の内容を閲覧できたり知ることができます。年配の方々も認識するところであります。

そのことで、日々暮らしの中で、多くの方が反則金の高さと違反に対して不安に思うところがあるとの声をいただき、また、113項目にわたる交通違反の交通安全講習を受講してみたい、また日時を知りたいなど、関心事項になっているようにも思われます。

これらを踏まえ、1点目として、この制度の施行に当たり、警察との啓発協力、また2点目として、自転車の交通安全教育は考えているのか、市民の声として、対象は16歳以上からだが、小中学校からこの制度について学習する必要はあるのではないかという意見もいただきました。

この2点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員のご質問、自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入についての1点目、制度の施行に当たり啓発の協力は、についてお答えいたします。

現在、各期交通安全運動期間中に、警察、岩出市交通安全推進協議会、岩出市交通指導委員会、岩出市交通安全母の会等と協力して、自転車の交通ルールに関する街頭啓発活動を実施しております。その中で、令和8年4月1日から交通反則通告制度（青切符）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の自転車安全利用5則にのっとった自転車の基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進しております。

次に2点目、自転車の交通安全教育は考えているのか、についてお答えします。

現在、岩出市交通少年団では、子供の交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため、自転車教室などを開催し、交通ルールの取得と交通事故防止を目的とした交通安全教育を実施しております。また、高齢者を対象とした岩出市ときめき交通大学においても、定期的に交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と、交通事故の未然防止を図ることを目的とした交通安全教育を実施しているところであります。

今後も継続して交通安全教育を実施していき、市民全体に広めていけるよう努めてまいります。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員ご質問の2点目、自転車の交通安全教育は考えているのかの小中学校の取組についてお答えいたします。

学校保健安全法第27条に、学校においては、学校安全計画の作成が必須と規定さ

れており、各小中学校では、教育計画の中に安全教育と位置づけ、計画を作成しております。

その中に、交通安全教室と称し、岩出警察署の協力を得て、道路の歩き方や自転車の乗り方について学ぶ機会を設けております。ヘルメットの着用についてだけでなく、中学校においては、特に自転車安全利用5則と、自転車の指導取締りや、具体的な違反行為についても、動画視聴も含め、講話いただいております。

16歳未満は青切符の対象にはなりませんが、交通違反の認知があった場合は、警察による指導、警告があることも指導の内容に含めております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 1問再質問させていただきます。

これも市民のお声をいただいたことで、地域コミュニティを深めていくためにも、子供から大人まで一緒に講習できるイベントなども必要ではないかという意見もいただいております。今後、本市で反則通知制度に関する本市の対策についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今後の対策はということで、引き続き各期の交通安全運動週間等での啓発活動、それから岩出市交通少年団等に対する交通安全教育を実施してまいります。そのほか、10月、来月ですけども、市民運動会と並行して、交通安全フェア「働く車の集合」を開催する予定であり、このような機会を捉まえ、交通安全に関する啓発を実施してまいります。

地域コミュニティ委員に対するということなんですけども、市のほうといたしましては、交通安全の啓発をこれからも様々続けてまいります。それぞれの地域の方々も、こういった啓発を見ていただいて、地域でも捉えていただければと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和7年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

～～～～～～～～～～～～

閉会

(14時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年9月22日

岩出市議会議長 玉田 隆紀

署名議員 杉本 直哉

署名議員 大上 正春